

◎議 事 日 程（第2号）

令和4年3月8日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	杉 村 義 仁 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	鷲 野 聰 明 君
13番	島 田 浩 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	市民協働部長	渡 辺 弘 康 君
教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	上下水道部長	山 田 英 穂 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善
書 記	杉 本 昌 哉		

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（島田 浩君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

ここで出席人数調整のため、暫時休憩といたします。

午前9時31分 休憩

午前9時32分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

最初に、質問順位1番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないというスタンスと、日々の市民活動での出会いから格差社会を感じている一人として、今日は高齢化社会における地域福祉をどう守るかという問題と公共下水道区域の見直しが始まっておりますので、この2点について質問をさせていただきます。

この放映を見ていらっしゃる方に間違っただけ情報が届いてはいけませんので、私の発言の中で間違っただけがあれば遠慮なく御指摘のほうもしていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、少子高齢化社会において、どう地域福祉を守るかということテーマでお話をしたいと思います。

画面のほうをちょっと御覧ください。

これは全国、日本の人口の構成です。縦にまっすぐ入っているところが2010年です。白いところが生産者人口、青いところが高齢者、そしてピンクが子供たちの人口です。生産者人口の割合が2010年、そして一番右側が2060年なんですが、ぐんと生産者人口の割合が減り、支える側も支えられる側も大変厳しい状況になるということは誰が見てもお分かりになると思っております。

特に、2060年の高齢者、一番右のブルーの部分ですが、特に見ただけでは分かりませんが、85歳以上の高齢者の割合が増え、介護や医療が必要な方々が増える一方、そういった高齢者を支える人口が大変少ないという状況に陥ってまいります。

私は、合併してずっとこうした人口の構成から見て、全ての福祉を行政が担うことは大変厳しくなる。助け合いでできることは助け合いですべきという考えから、行政と市民との協働について合併当時は特に強く訴え、一般質問でも市民活動の活性化、そして市民が参加して福祉をつくっていく、そんな提案をずっとしてまいりました。

合併の頃は、愛知県もNPOとの協働の基礎をつくるということで一生懸命NPOと県の会議を開いておりました。こうした愛知県のあいち協働ルールブックということで、県とNPOがルールをつくってブックを作る、そういったことも2004年ぐらいにしていました。この中には、行政とNPOとの協働の仕方、委託を出す上での出す側の行政の役割、受ける側のNPOのスタンス、甘えがあってはいけない。また行政は、こういった団体を育てなければいけないというお互いさまのルールをこういったもので作っています。対等の立場でどう関わるのか、これが当時のあいち協働ルールブックでありまして、約700団体、NPO法人だけではなく、任意団体も含めて700団体が、このルールブックに署名するという時期がありました。

そして、愛西市では、この第2期愛西市地域福祉計画が今策定されているところです。安心して地域で暮らし続けられる、住み慣れた地域に安心して暮らしていくために、地域住民、そして行政、右の上ですね。左の上が地域住民、行政、そして右下が事業者、そして左下がNPOやボランティアなどの福祉活動者、この4者が互いに支え合って協力して地域をつくり上げていくという計画です。

これは、まだこの前に平成24年に第1期の福祉計画ができていたわけですが、そういった市民たちと協力して福祉をつくっていくんだという、そんな姿勢がもう早くからこの愛西市にはありました。

今日は、左下の特に市民活動者について主に質問しますが、まず最初に、平成28年に作成された第1次地域福祉計画と第2次計画との違い、新たな課題について、まずお伺いをしたいと思います。

次に、2つ目の公共下水の問題です。

傍聴者の方には見えなくて大変申し訳ないんですけども、愛知県は人口減に伴い、施設の処理区域の見直しをする方針を出しました。それに伴って、愛西市でも汚水適正処理構想の見直しがされ、約3割の世帯が公共下水道区域から除外されることになります。

この地図のこういった黒く塗ってあるところ、この黒いところが今回除外される場所です。基本的に市街化調整区域で計画が具体化していない地域の西川端、大野山、草平、見越、日置、内佐屋、大井、大野町など、今後公共下水道区域から外れ、公共下水道工事がされないことになります。また、コミュニティ・プラントが佐屋で1か所、佐織で2か所、公共下水につなぐ計画になっています。

そこでお伺いをしたいと思います。

今後どのように、この公共下水道事業を進めようとしているのか説明を求めます。

まず第1回目、それだけお願いいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず私のほうからは、第1期地域福祉計画と第2期地域福祉計画の違いということで御答弁させていただきます。

第2期地域福祉計画では、平成30年施行の改正社会福祉法を受け、支える側、支えられる側という一方方向の関係ではなく、地域に生きて暮らしていく以上、誰もが支え、支えられるものであるという地域共生社会の実現に向けた取組を中心にまとめています。

この10年間で、高齢者単身世帯・生活困窮者世帯の増加、自殺、孤独死、ひきこもり、ダブルケアや8050問題、虐待、ヤングケアラーなど、地域課題は多様化、複雑化してきています。これらの課題解決に向けて取り組んでいくこととし、具体的には、多様な問題を受けるための包括的な相談体制の構築、地域住民が活躍できる仕組みづくり、サービスを適切につなぐ仕組みづくりなどを新たな課題として取り組んでいきます。以上でございます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

これからの公共下水道整備の今後の進め方についてでございます。

汚水処理施設の持続可能な事業運営の確保のため、公共下水道の未整備地区における汚水処理の早期概成を踏まえた区域の徹底的な見直しを進めることといたしました。現在、内部の検討委員会を立ち上げ協議を重ね、公共下水道の未整備区域にお住まいの方を対象にアンケート調査とホームページなどでパブリックコメントの募集を実施いたしました。3月末に取りまとめました汚水適正処理構想の検討結果を愛知県へ提出する運びとなります。

今後の進め方についてでございます。

令和4年度に見直し後の汚水適正処理構想を反映させた第2次愛西市下水道事業経営戦略の策定を予定しております。将来の愛西市下水道事業の効率的な運営管理を見据えた整備計画を立て直し、進めてまいります。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは順次、福祉の関係のほうから質問をいたします。

先ほど包括的な相談体制というお話がありましたが、具体的にどのような構想が今あるのか、その辺のところをあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

総合的なということで、これが重層的支援体制整備というものでございまして、地域共生社会の包括的支援体制が進められる背景には、先ほど言った8050問題とか、ダブルケアなど、世帯の複合的課題や制度のはざまなどの対応ができていないニーズに対応するため、セーフティネットの張り替えを行う必要があるということから、この体制が整備されたというふうに認識しております。

世帯の複合的課題について、介護や障害、子育てなど一つの課だけでは解決できないというような状況にあるため包括的な相談窓口の設置が必要であると、そのように今考えております。そこで現在、総合窓口相談や体制づくりを含めて各課で勉強会を開催しております。今後、引き続きワーキングなどを行いまして、愛西市に合った体制づくりを構築していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

つまり、今高齢者とか生活保護とか、いろんな福祉関係の窓口を一本化するんだという、そんな方針の話し合いがされているということでしょうか。

○保険福祉部長（小林徹男君）

今のところは一本化すると、そこまでは決まっておりません。今の体制を維持しつつ、別で総合的な窓口というのも考えられるのではないかと。先ほど言われたように、それを併せて一つにする、そのような方向もあるかと思いますが、愛西市として、どのような方向がいいのかというのを今勉強しながら考えているところでございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

あと、これから地域住民との連携、市民団体とか、いろんなところとの連携をしながら、市民が福祉に関わっていただくということが大変重要になってきますが、具体的にどのような協働事例があるのか。また、どういった事例をつくっていくのか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

市民との協働の在り方ということでございますが、この今スライドにも上がっているとおり、計画の中では地域福祉に関わる様々な主体を地域住民、行政、福祉活動者、福祉事業者に区分し、それぞれの主体が役割を果たして地域福祉を推進していくというふうに進められております。

その中で、市民活動は地域住民の活動、ボランティアの活動、サロン活動などがあり、それぞれの立場で役割を果たすことを期待しております。具体的な協働事例としましては、第2期地域福祉計画の中では、マンパワーの活用ということでシルバー人材センターやファミリー・サポート・センターを挙げさせていただいております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

市が行う事業で、この指止まれる的にシルバー人材センターとか、そういったファミサポとかを使いながらボランティアを増やしていくという手法も、それも一つ方法としてはいいことかなと思うんですけども、私、今総合計画とか市の計画を全部総なめしたんですよ。そうしたら、NPOという言葉が約100ぐらい出てきました。それぐらい市民活動、NPO法人も含め、多分任意の団体もNPOというと思うんですけども、これがNPOの定義で、一番狭い意味というのがNPO法人、それから任意団体、ボランティア団体とか、市民活動団体を含めたものがちょっと広い、一般的にNPOと呼ばれているのが2番目まで含めたもの。それから3番目までは社団法人とか、社会福祉協議会も含めて、そういったものもNPOと呼ばれる。それからもっと大きな意味でいうと、農協とか町内会とか、そういった多分土地改良区とか、いろんなところもNPOと呼ばれる組織だと思うんですけども、そういった形で、愛西市というのは、もう合併当時からNPOとの協働というのを大変進めてきています。

最近ちょっと職員の方と関わって思うのは、地域活動と市民活動と、ちょっと区別がついて

きていないなということを感じました。多分地域活動というのは、地域でお祭りをしたりとか、そういうコミュニケーション的なものがあると思うんですけども、そういった意味で、やはり、これから福祉を担ってもらうNPOの育成というのは大変重要になってくると思います。

合併当時は、市民参加の市民会議、それからNPOの講座、私たち議員も市のほうが行われる講座とかに参加させていただいてきたわけなんですけれども、この地域福祉計画というのは、こういった福祉を担える市民団体を多くつくって育成していくというのも一つの仕事だと思うんですけど、その点は間違いはないんでしょうか。そういった考え方を私は持っているんですけども。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

今、議員のほうから市民活動、地域活動の区分はというような話もされました。NPO、これにつきましても、ここの地域福祉計画の中では福祉活動者と、そのように私どもは捉えておりますので、答弁としましては、福祉活動者の支援・育成という形で御答弁させていただきますが、福祉活動者、関係者に対して人材育成としての研修の開催、情報提供、ネットワーク化などを進めることにより、団体育成の支援を行っていきたいと、そのように今考えてはおります。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

本当にこれから多様化しているいろんな問題が、一人でお年寄りを抱え、子育てを抱え、そして、子育てしながらパートナーが入院してしまっ、大変な思いで子育てをしたりとか、また経済的な問題が出たりということで、一人がたくさんの問題を抱えているのが現状かと思えます。

その中で、仮に行政の職員が全てそれを解決していたら財政的にも大変な話になると思います。そういった部分で、いかに市民の方に関わっていただくのかというのは、とても重要な話ではないかなというふうに思っています。

今でも、社会事業者とか、NPOとかに委託保証とか出したりしていると思うんですけども、私は、土木の委託事業と福祉の委託事業というのは関係性というのが大いに違うなということを感じています。それは、愛知県のNPOのルールブック等で見ても、単にお金だけの問題ではない。そんなところでどう関わっていくのかというのが、もちろん仕様書どおりにきちんとやってもらうのは大前提なんですけども、福祉事業の委託者としては上下関係じゃなくて、対等な立場、パートナーとして事業を進めていくのが、この地域福祉計画の趣旨でもあろうというふうに思っています。

こういった委託事業を福祉事業主がやっていく場合、受託者がやっていく場合、様々な問題、想定外の問題に出会うわけなんですけども、そういった場合、市としてはどのようにそういった委託業者と関わりながら乗り越えていくのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

今、議員のほうから委託業者というようなお言葉が出ておりますが、先ほどから、地域福祉計画の中では福祉活動者という大きな枠での協働・連携を考えております。そこの中での御答弁という形でさせていただきますが、今後、この計画を進めるに当たりましては、当然新たなニーズやサービス、先ほど言われたような複合的ないろんな問題がありますので、そのようなところは協議をしながら連携して進めるということと考えております。

先ほど言われたように、委託事業者というようなことでは関わりは当然出てくるとは思うんですが、一ボランティアとしてやってみえる方については、そこまで関わりができるかどうかというのは、ちょっと若干不明ではございますが、どちらにしろ、協議をしながら進めていくと、そのようなことで考えております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひそういった姿勢でお願いをしたいなと思っています。

介護事業主にしてもNPOにしても、自主事業をしたりとかしながら隙間を埋めるノウハウというのもお持ちだと思います。介護事業主の方たちも独自で様々な社会的な支援をされていますので、そういった情報を集めながら隙間を共に埋めていただくようお願いをしたいなというふうに思っています。

それから、あと私も議会での発言等は気をつけながら進めていかなければならない立場なんですけど、議会の答弁とか、そういった私が間違っただけを言ったら、そういったことを容認したりとか、様々なトラブル等が発生したときですね。市としては、そういったところに損害を与えてしまった場合、どのように対処されるのかお伺いしておきたいと思っております。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

こちらについては、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

仮に行政等による損害を与えた場合ということでございますが、行政等により損害が立証された場合におきましては、法的な責任が生ずるものと考えられております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは次、ちょっと福祉のほうについては、ぜひこれからも公的資金を使うという面では厳しいチェックが必要かと思いますが、いろんな面で市民の視点に立って隙間を共に埋めるという形で行政運営のほうをお願いしたいと思っております。

あと、下水の問題でございます。

これからちょっと数字のことを言うので、クローバーテレビとか何か、聞いていらっしゃる方には分かりづらいかもしれませんが、これだけ区域が減るということで総事業費というのは、どう変わっていくのか、その点についてまずお伺いしたいと思っております。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

総事業費の関係なんですけど、今回の汚水適正処理構想の見直しにより、公共下水道の全体事業費は、建設費と日光川下流域下水道負担金を合わせて全計画を約360億円から約270億円とし、財政内訳は起債で約155億円、国庫補助金で約100億円、受益者負担金で約15億円、一般会計繰入金で約8億円を見込んでおります。以上です。

○6番（吉川三津子君）

そうすると、総事業費における市からの財源となると、起債と一般会計からの繰入金で163億円ということではよろしかったでしょうか。163億円と利息分かな。それが市からの支出になるという判断でよろしいですか。

○上下水道部長（山田英穂君）

今回の事業で、令和4年度から19年度の目標を12年度までの期間として、建設費と日光川下流域下水道負担金を合わせて、約173億円から91億円とし、財源内訳は起債で約49億円、国庫補助金で約34億円、受益者負担金で約5億円、一般会計繰入金で約3億円を見込んでおります。

起債額について、12年度までで借り入れる予定の起債の償還と利子分を含めまして令和42年度までに約200億円となる見込みでございます。起債の償還のピークは、令和16年度で約7億円になります。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

質問していることと答弁がちょっと食い違っているかなと思うんですけども、起債と一般会計のほうが多分市からの持ち出し分になると思うんですね。今御説明いただいたのが、今後の建設費ということで、公共と流域のほうを合わせると91億円かかりますよと。起債が49億円で補助が34億、受益者が5億、一般会計から3億円出ますよというお話かなというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○上下水道部長（山田英穂君）

そのとおりでございます。

○6番（吉川三津子君）

あと、これは今後の建設費なわけなんですけど、今後市からの財源として支出するというのは、この起債が49億円と一般会計、ここの52億円が市からの持ち出しになるという判断かなと思います。これに利息がかかってくる金額が市から持ち出さなければいけない金額かなというふうに思いますので、それで間違いないのか、もしかして、その利息を含めた金額が分かれば教えていただきたいのと、今回のこの試算というのは、除外された地域への合併浄化槽の整備も必要になってくるわけですが、そういったものが積算の中に入っているのかどうなのか。それから、コミプラの接続もこれから出てくるわけで、その事業費もここに含まれているのかどうなのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

一般会計からの繰入れについては、議員のおっしゃるとおりでございます。ただし、合併処理浄化槽の資産については、こちらのほうには含まれておりません。コミュニティ・プラントの区域を公共下水道に含むという部分については含んでおります。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

そうすると、この金額以上に今の地域を整備するとなると、合併処理浄化槽の補助等でお金がかかるということは理解ができました。

先ほど、全体で起債、償還金と利息合わせて200億円になるよと。令和16年が多分ピークで7億円ぐらいの償還が出てくるということですが、この200億円のうち償還が終わっているのは幾ら、あと残っているのは幾らなのかお分かりになりますでしょうか。分からなかったら後で答弁のほうをお願いしたいと思います。

それから、あとこの流域下水に関しては、流量によって各自治体、蟹江とか津島市とかこの周辺のところが分担をしていくことになっているんですが、この分担の割合というのは変わるのか。各構成自治体はこれで合意が取れているのか。

私はとても不思議なのは、愛西市は、これから国の補助金がなくなるから急いで工事をどんどんしました。でも、津島市ってずっとしていないんですよ、あんまり。今回なんて、区域を半分ぐらいにしているわけです。そうすると、結果的にこの流域下水の分担の割合、もう施設もできているわけですので、かなり世帯割にすると大きな数字になってくると思うんですが、こういった自治体間の不公平に関してどのような話合いがされているのか、金額的に合意が取れているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず、各自治体間の同意に関してですが、汚水適正処理構想の見直しについて、愛知県下の各自治体がそれぞれに取り組んでおります。日光川下流域下水道関連自治体においても、公共下水道区域の見直しについて情報共有を行っております。

あと、日光川下流域下水道の負担金の不公平ということでございますが、こちら愛知県が整備をしております日光川下流域下水道、こちら管渠等・処理場に伴う建設負担金でございます。構成自治体の利用申込汚水量で案分して額が決められております。整備予定区域の縮小により、計画汚水量は下がりますが、全体の建設負担金は変わりません。今のところ、各自治体の見直し後の計画汚水量が確定しておりませんもので、どちらとも言えない状況でございます。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

となると、今お話を聞いていると、この各自治体から水量が概算的に出てきて、その後この流域下水の分担金の見直しがされるという認識でよろしいでしょうか。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

今回の汚水の見直しに関して、各自治体のほうから計画汚水量が確定されることとなります。それに伴いまして、令和4年度より愛知県のほうで集計いたしまして、それから負担金等の案分の計算になってくると思います。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

私としてはとても納得がいなくて、工事を進めてこなかった、それで今回区域も大幅に削減してきて負担金が減る。その分、愛西市が持たなきゃいけないとか、そんなことはとてもちょっと許されないと思うんですね。県のほうはいいですよ。割り当てて県のほうにお金が1億なら1億ちゃん入ってくればいいわけで、きちんとやはりこの自治体間で一生懸命工事をやってきたところが損をするというか、そんなことにならないような話合いをぜひして

ただきたいと思いますが、その辺について考えはどうでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

今回の日光川下流域下水道の件でございますけれども、我々といたしましても、最初の計画に基づいて我々市としては、できるだけ事業を推進するために事業を進めてまいりました。市といたしましては、ほかの自治体の今までの経緯を踏まえて、当然努力したところが負担を多くするということは我々としては、それではなかなか納得できませんので、しっかりとそういう議論の中では、そういった主張を我々はしていきたいというふうに考えて今後も進めていきたいと思っておりますし、今回の見直しにつきましては、当然現状の市街化、そして市街化調整区域の状況をまた、今まで我々が進めてきた状況を踏まえて見直しをさせていただきましたので、御理解いただきたいと思っておりますし、皆様方にも御協力をいただきたいというふうに思っております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

市長、ありがとうございます。

ぜひその辺、頑張っていっていただきたいと思っております。今まで正直に公共下水道をつないだ世帯の方たちもいます。そういった方たちの負担が増えるようなことは、ぜひ避けていただきたいと思っております。

それから今回のこの見直しによって、下水道料金への影響というのはどうなるのでしょうか。世帯数も減るわけで、その辺どのように見込んでいるのかお聞かせいただきたいと思っております。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

下水道料金の影響でございます。

公共下水道使用料のほうは、愛知県が汚水を処理するための流域下水道維持管理負担金と市が管理いたします整備済みの処理施設の修繕費に充てられております。愛知県に支払う維持管理負担金は、各自治体が2か月に1度報告する有収水量で案分されております。今回、整備予定区域を縮小することによる下水道使用料の影響は出ないものと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

私としては、この県の流域下水道を今までの水量並みでつくってきているわけなので、維持管理費が案分すれば当然世帯に下水道料金として跳ね返ってくるのかなと思っているので、またその辺、ちょっとしっかりと計算等されて見通しのほうを立てていただきたいと思っております。

あと今回、見直しで一つの町で公共下水道区域とそうでない区域のある地域も出ているわけなんです。この水路整備等で積立てとか、町でお金を持っていらっしゃる場所があって、これをこの後どうするんだというような問題も今出てきているわけなんですけど、こういった説明ですね。本当に説明されずに今これが動き始めているんですけど、地域への説明、住民への説明、そういったところは、今後どうされていくのかお伺いをしたいと思います。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

今後の整備の事業説明につきまして、即事業を開始する地域については、随時地元説明会を開催して親切丁寧に説明して進めたいと考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

長年、公共下水が来るだろうと思って待っていた方もいるわけですよ。そこら辺、きちんとやはり説明していただきたいと思います。

合併処理浄化槽に切り替えるということは、私は賛成の立場なんですけれども、この下水においては、不公平が多過ぎます。農業集落排水においては、宅内工事しなくても基本料金がかかる。公共下水道区域は、宅内工事しなければ基本料金がかからない。そんな不公平があります。公共下水道区域で接続ができないところは合併浄化槽の補助が出ます。でも、農業集落排水区域では、管に遠くてとても接続できないところは合併浄化槽の補助が出ないということで、同じ納税者でありながら多くの不公平があります。八開地域なんて、農業集落排水も高い、水道代も高いということで、同じように税負担をして一般会計から繰入れ等がされているわけです。そういった部分で納税者の不公平が大変多い事業だと思いますので、その点しっかりと今後、公平性を担保して進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（島田 浩君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時25分でお願いします。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

○14番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をします。

今回は、特定非営利活動法人について。

特定非営利活動法人、NPO法人制度は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動として特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行され、2021年9月30日までに5万842法人が認証を受けました。

このNPO法人について、数点伺います。

愛西市には、NPO法人の団体数とNPO法人になると市から補助金、助成金がもらえるか。

次に、NPO法人は有償の事業を行っていけないのか。

次に、NPO法人が指定管理業者、委託業者、補助金を受けるのにどのような方法でできるのか。

次に、NPO法人と政治、選挙について。

NPO法の第2条第2項のロには、政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものではないこと、同項ハには、特定の公職の候補者若しくは公職にある者また政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものではないこととあるが、市としての考えをお尋ねいたします。

皆さんのお手元には、この政治のことの資料がお手元にあると思いますので、よろしく願います。

次に、職員の職場のパワーハラスメントが与える影響は深刻です。職場は、職員が人生の中で多くの時間を過ごす場所であり、様々な人間関係を取り結ぶ場でもあります。そのような場所でパワーハラスメントを受けることにより、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲や自信をなくしたり、心の健康の悪化につながり、場合によっては休職や退職に追い込まれたり、生きる希望を失うことさえあるのです。職場のパワーハラスメントを受ける人だけの問題ではありません。周囲の人たちがそうした事実を知ることによって仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。

合併後、市の職員が上司や議員にパワハラを受けたという報告は何件あったか。また、退職した職員は何名見えたか。そして、職場のパワーハラスメント防止対策を進めていこうとするのか、どのようにするのかお伺いいたします。

以上、2点について御回答よろしくお願ひいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは私から、団体数、有償事業及びNPO法に関する御質問について答弁をさせていただきます。

まず初めに、市内のNPO法人の団体数についてでございますが、所轄庁の愛知県に確認したところ、主たる事務所が愛西市にあるNPO法人は7団体でございます。

次に、NPO法人の有償事業についてでございますが、NPO法人は、サービス対象者から適正な対価を受けることは可能ですので、有償事業を行うことはできます。

次に、NPO法第2条第2項のロとハについて、市の考え方についてでございますが、NPO法人は法令に従い、事業や運営をしていただく必要があると考えています。私からは以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、引き続きNPO法人の関係で御答弁させていただきます。

まず、NPO法人になると市から補助金、助成金がもらえるかという御質問でございますが、NPO法人であることのみを要件に交付される補助金、助成金はございません。

次に、NPO法人が指定管理業者、指定委託業者、補助金を受けるのにどのような方法でできるのかということでございますが、こちらにつきましては、指定管理につきましては公募・非公募、いずれの場合においても、施設所管課が設置する指定管理者選定委員会で候補者を選定いたしまして議会の承認を経て決定するものでございます。

委託業者につきましては、市の入札参加資格を有する者の中から、入札あるいは随意契約で

の手続を経て決定をしております。補助金につきましては、市の政策目的に沿った事業を実施する者からの申請に基づきまして交付の可否を決定し、原則として事業完了後、実績を確認した上で交付をしております。

続きまして、次の御質問でございます。

職場のパワーハラスメントについてということでございます。

初めに、パワハラを受けた件数、あと退職した職員のということでございますが、こちらにつきましては、合併後に把握をしております市の職員のパワハラの件数でございますが、平成31年4月1日以降で4件の報告を受けております。なお、パワハラを理由とする退職者は把握をしてございません。

続きまして、市のパワーハラスメント防止対策はということでございますが、愛西市職員のパワーハラスメント防止等に関する要綱を平成31年4月1日に施行し、パワーハラスメントをはじめとするハラスメント防止に関する管理職や職員の責務及び相談窓口の設置などを明記し、職員周知を行いました。また、今年度も管理職に対しましてハラスメント防止研修のほうを実施しております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それでは、御答弁ありがとうございました。

NPO法人については、また後でお尋ねするんですが、指定管理業者、委託業者、補助金を受けること、指定管理業者等はいろいろ審査もあって、委託業者に今指名審査もございます。それらも含めて、また後で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、職場のパワーハラスメントについてお尋ねいたします。

数人、4名の方が受けたということで、あとそれによって退職した人は把握をしていないということでございますが、本人が私、パワハラを受けたので辞めますということは、多分口頭では言われんと思いますけど。

それで、長期休暇の今現在、職員は何人見えるかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

今年度の休職者数につきましては9名でございます。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

9の方が今休職ということで、どんな理由で休んでみえるかちょっと分かりませんが、この9名のうち、一人でも職場で休まれると、その仕事が誰に負担がかかるのか。いろいろ分担してやられると思うんですが、そのためいららということ、いろいろなものにパワハラが発生するおそれがあると思いますけれど、市の対応はどのようにするかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

グループ長によるマネジメントの下、業務を適切に遂行しておりますが、育児休業等長期の休職が見込まれる場合につきましては、会計年度任用職員等による業務の補助等も実施しております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）





られないのがとても残念です。

1枚、2枚目めくっていただきまして、今度、れんこん村のわくわくネットワーク組織図というのがあります。これは、このNPO法人、子育て支援事業、3つの事業をやっていますよ、高齢者支援事業をやっていますよ、その中で、相談役が2名か分かりませんが、支援員も4名見える、計6名ですか、このような形で活動しておるということでございます。

次に、この法人の指定申請書をちょっとお願いします。

この事業を行うに当たって、平成30年11月2日、これを出してみえるんです。

1枚めくってください。その中に、理事会議事録というのが出ております。1時間に及んだ理事会を開催して、今回の支援事業を行ったということでございます。それで、この愛知県に住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書にNPO法人の理事会議事録とNPO法人れんこん村のわくわくネットワーク組織図が添付され、提出されています。児童クラブれんこん村事業とファミリー・サポート・センター事業の申請について、理事会の議事録と組織図は添付されているかお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

事業者から理事会の議事録や組織図の提出はお願いしておりません。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

お願いしていないということは、お願いすればいただけるということで御理解していいですかね。

実際、NPO法人で事業を行う上で、先ほど見られましたように、理事会で開催されて議事録と組織図が提出されています。ここのNPO法人については、多くの事業をやってみえます。ですから、毎回多分そういう事業に携わるということは、理事会、組織図が、そういうのは作られていると思います。児童クラブれんこん村の私調べましたら、人件費が令和元年度時給が1,400円から令和2年度に1,700円になっています。市はどのように承認したか、これは尋ねませんが、今までのNPO法人、事業をどのように決められたのか、NPO法人設立後の議事録と組織図をどうしてももらってください。私、資料請求しますので、実際もう先回12月にも一般質問いたしました。もう6,000万ほどの事業をやってみえる。もう新しい事業も進んでやってみえるもんですから、やはりどうして決まったのか。一番不思議なのは、時間給1,400円が1,700円、これ、コロナのときにその300円上げるということ自体が俺はちょっと信じられんですけど、その辺、資料請求をしますのでよろしく、今までの議事録、平成18年に設立されたときからの議事録をよろしくお願いします。

次に、質問に入ります。

次も、令和2年度ファミリー・サポート・センター事業の実施団体が市へ提出した実績報告書の中で、会員に対する講習会等の開催内容の一部が前年度実績報告書と同じでありました。その後、私の指摘により団体が修正し、再提出されたと聞いております。

それで、資料をお願いいたします。ちょっと見にくいんですが、ピンクのところを大きくやっていただけですか。

皆さんのお手元のところにあるんですけど、これ実質数字が違っておるんですわ。何が違っておるかという、この今の事業費精算書というのがあって、皆さん御存じのようにA引くB、Aが240万5,600円、Bが486万1,600円、AからBを引いたら54万4,000円という記載になっておるんですわ。どう見ても、後で説明するんですが200万弱金額が違います。

次に、もう一枚の今見られているのは、平成30年歳入歳出決算書、これの支出が594万7,229円、最後のほうをちょっと大きくやれますか、この金額と、次に事業費精算書の支出済事業費総額、左のピンクのところですが、皆さんのお手元にあるように、これ同じ数字で、これ合っ

ておるんですわ。

次、お願いします。

これ、令和2年度、私が指摘して数字が違うよと言ったら、12月8日、再提出がありました。再提出で、この12月8日に提出された数字が630万6,646円、令和2年度の決算が627万3,646円、これ再提出しても数字がまた違っておる。再々提出が今回されてみえます。実質、そのようなNPO法人ですわ。

それで、説明します。

平成29年度児童クラブ事業等運営費事業実績報告書の実施団体が市へ提出した実績報告書の中で、補助所要額に54万4,000円と記載されていますが、実際は245万6,000円であり差額が191万2,000円でありました。これ相当な金額を、失礼なんだけどごまかしておるんですわ。

次に、先ほど言った令和2年度事業、児童クラブ事業等運営費事業実績報告書の実施団体が市へ提出した実施報告書の中で、支出済事業費総額合計643万3,817円を、決算書支出合計652万817円となっていて、決算書は8万7,000円多くなっています。その後、実施団体から訂正されたものが提出されました。さらに事業費精算書と決算書に3万3,000円の違いが分かり、実施団体から再度訂正されたものが提出されています。報告書は、市にチェックを行う責任もありますが、最も、責任は補助を受けたり事業を実施している団体であると思います。補助を受けたり、市の事業を行っている団体は、実施内容を正確に報告する責任があるのではないですか。

事業報告書の日時とか何かは、今パソコンで、去年と一緒のやつを打ってしまいましたは、僕も日にちだとか令和、いろんな日にちを間違えるときもあります。だけど、この決算報告書、2回も3回も間違っ

て出ているこのNPO法人が、市はどういうふうに管理をしておるんですか。修正を数回提出されている。内部でチェックを行えない団体に市の補助金を払ってよいのか、私はすごく疑問に思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

以上のことから、この団体には補助金を支払う必要がないのではないかと私は思いますが、市の考え方についてお聞きいたします。

事業内容については、適切に実施がなされております。

報告書の誤りに関しましては、事業者から正しい内容の報告書を再提出していただいております。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

正しい内容というのは、1年事業を行ってこれだけお金かかりましたよ、それが正しいんじゃないですか。

じゃあ、1回目、私が見てこれ違っています。じゃあ、平成29年、200万円弱のやつは、これはどうやってやるんですか。僕は分かりますけど、5年間遡って返してくれとできるかできんか分かりませんが、実際、その1回、2回、3回ですよ、これどうなっておるんですか、本当に。

NPO法人が提出された報告書は、修正報告書、再修正報告書になっていますが、実態と異なる書類を作成したり、存在しなかった書類を提出し、助成を受けようとする行為は、いわゆる故意に偽って助成金を受給するということが不正受給と私はみなします。その団体には、そのような疑いを持たれてもならないような対応が強く求められます。

そこで今後、市はどのようなチェック体制を行っていくのかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

補助金の申請書と実績報告書の内容について担当課において責任を持ってチェックをいたします。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

責任を持ってって、2回も3回もそれじゃあ間違えるんですか。どうなっておるんですか。

まず、その報告、NPOの報告される方がやはりきちんと、僕は申し訳ないですけど、たくさん事業のやり過ぎかどうか分かりませんよ。一つ一つの事業を明確に、これチェック全部してください、本当に。

次に、これ先回2月16日に厚生労働省が就労支援事業を委託したNPO法人に不正の支払いがあることが分かり、実際はNPOが運営する事業所に勤務していることが分かり、2億円の支払いを命じたという新聞報道がありました。NPO法人が支払っている各人件費、報酬などをどのように市は認識しているかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

事業者から提出された報告書に基づき、報酬の支払い状況を精査しております。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

部長がおっしゃるとおり、きちんとやってみえると思うんですが、先ほどお話ししましたように、人件費が1,400円から1,700円、コロナ禍の中で300円上がったというのは、ぜひとも僕は議事録を見たい。その300円というのは、何の対価か僕は分かりませんが、あんまり言うともた言われるで黙っておりますけど、次に行きます。

次に、永和児童館の指定管理について、ちょっとお尋ねいたします。

永和児童館の指定管理審査について、NPO法人の定款に公職者、これをちょっと見せていただけますか。要するに、永和児童館の指定管理審査について、添付書類が一応いただきました、平成28年7月1日に技研というところとNPO法人れんこん村のわくわくネットワークが

申請しております。そこに、これも特定非営利活動法人の定款があって、その中に公職者の名前が載っております。このときに、なぜ私が先ほど、平成18年に県のほうへ出された異動届が、なぜ添付書類についていなかったのか。その辺、多分異動届が出ていないと思いますけど、ちょっとその異動届が出ておるかどうかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

理事の異動届は提出されておられません。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

やはり最低でも、県に出してあったら市も、これ私もこの間、政治倫理、これは法6条に抵触するわけです。これは、市長からの議案提出で議会も承認したということで、議会もそういうことの質問をせず、今現在2回目の指定管理をしてみえます。

それで先回、第3回目の議会ウォッチング、これは「議会ウォッチング通信」、これは私の支援者、私の後援会長からいただきました。私の後援会長は、稲沢市の遠い遠い六輪の北側のほうに見えます。そこへわざわざ、この議会ウォッチングをポストの中に入れての方が見えます。そこはセキュリティーがしっかりしておって、防犯カメラで誰がここのところに入れてきたか、そこに職員さんも見えるんですが、もうストーカーみたいだと、怖いと。わざわざここまで来て私の関係のことで持ってみえたと。これって、ちょっと私から思うとひどいですね。わざわざ、愛西市内であればいいんですが、私の後援会長もびっくりしていました。

そこで今回、要するにNPO法人が指定管理業者になっている、愛西市議会議員政治倫理条例、指定管理者の指定の制限、第6条に、議員が役員をし、または実質的に経営に携わる法人その他の団体は指定管理者になることはできないと定められているが、異動届が確認できなければ、条例に抵触するのではないかと私は思っております。

そこで、永和児童館の指定管理者の選定を行う考えはないかお伺いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

協定書により、令和8年3月31日までとなっております。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

協定書が有効だということで、令和8年までやられる。これは実際この議会ウォッチングにも書いてあるんですが、もう既に理事は辞めておるということですが、口では言う。だったら、今住民課へ行って「住民票を下さい」「本人確認のため免許証か何かありますか」「いや、免許証を持っておる」、それで住民票を市長、もらえるんですよね。口頭で私は理事を抜けておると言うことで。そういうことであれば、愛西市全部そういうふうにやってくださいよ。

令和8年まで、これでやり続けるということであれば、実際やはりきちんとその辺を審査してください。

あと、特定非営利法人のれんこん村のわくわくネットワークの事務所に訪問した際、私が敷地内南側のテント内で事業の説明を聞かせていただきました。この敷地内で議会だよりの表紙に児童クラブの防災訓練が載っています。この敷地内に後援会の看板があり、その取扱いはNPO法に抵触するのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

NPO法に抵触するかどうかについて県に確認したところ、看板の設置のみで法令に抵触することは言えないとのことでございます。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

抵触するかどうかは私が判断するわけにもいきませんので、ただ、前に投書もありましたように、この施設で、ある議員が活動しておるといことも聞いております。

私もNPO法を今回初めて知りました。実際、このような関係で、最後に市長、簡単に結構でございますので、住民票を取るときに「はい、免許証を持っています」でそれはオーケーですよという形をお願いします。

○市長（日永貴章君）

それでは答弁させていただきますけれども、やはり我々市といたしましては、市の役割をしっかりと果たしながら、また関係する団体とやっぱり情報共有をしながらいい関係で、そして市民の皆様方のそれぞれに寄り添った事業展開をしていかなければならないというふうに思っております。

今回、指摘がございました件につきまして、市としてもしっかりとチェックをする体制を今後も構築しながら、また団体の皆様方ともしっかりと協働しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。11時15分再開をお願いします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原議員。

○7番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

児童・生徒が最適な環境で運動に親しむ場所として運動場が挙げられます。小学校では、体育の授業はもとより、放課後を活用した友達との遊び場の場でもあります。また、野球やサッカーなど、スポーツ少年団の練習場としても活用されています。中学校においては、体育の授業のほかにクラブ活動において運動場を活用されています。

社会体育施設の運動場では、各種大会の開催会場となっており、数多くのスポーツ団体が余暇活動の一環として生涯体育として親しまれております。市民の皆様がスポーツを通じて健康づくりを親しまれております。

立田総合運動場は、新聞報道でもありましたが、愛西市と公益財団法人愛知県サッカー協会

の契約締結により、官民連携による整備が進められ、令和5年4月1日から管理運営体制が愛知県フットボールセンター愛西に生まれ変わります。

以上の事柄を踏まえ、質問をさせていただきます。

では初めに、小・中学校の学校教育における運動場の設置目的や位置づけについて。

そして、一般社会人等のスポーツ団体が使用する総合運動場の設置目的や位置づけについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、1点目の小・中学校の学校教育における運動場の目的、位置づけでございますが、学校教育法施行規則で、学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館または図書室、保健室その他の設備を設けなければならないとされております。

また、スポーツ基本法では、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものとしており、学校における体育の充実の施策の一つに体育館などの施設の整備が挙げられております。

続きまして、2点目の運動場などの設置目的や位置づけでございますが、スポーツ施設の設置は、市民の体力及び健康を増進し、スポーツの普及を図ることを目的としております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

生徒・児童にとって、スポーツは体の成長期における心身健康な発達の源でもあります。そして市民が余暇活動を利用して運動することで健康維持が図られる効果もあります。公共施設である運動場を利用するに当たっては、管理者は最適な環境を提供しなければならないと考えております。

では、随時質問をさせていただきます。

野外のグラウンド、運動場の整備は、雨や風の影響で土が流されたり吹き飛ばされてしまうなど、天候に大きな影響を与えられます。そのため整備の頻度も多いし、定期的な整備も必要となってくるわけであります。

そこで今回、このような運動場の管理及び整備についてお伺いしたいと思います。

学校教育における小・中学校の運動場の整備、土入れなどあるわけですが、どのような整備が行われているかお伺いしたいと思います。

また、社会体育施設である総合運動場の整備についても同様にお答えいただければありがたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目の小・中学校の運動場の土入れなどの整備状況でございますが、運動場の整備といたしまして砂ぼこりが舞い上がることを防止するなど目的とした塩化カルシウムを年に1回程度散布しております。グラウンドの土につきましては必要に応じ補充し、先生によるなら

し作業により運動場を整備していますが、土の購入時に業者が整地を行う場合もあります。

また、中学校では部活動でグラウンドを使用する生徒が日常的にグラウンドの整備をしています。

続きまして、総合運動場の整備でございます。

これにつきましては、佐屋スポーツセンターにつきましては、整地を例規で年6回の整備を行っております。佐屋総合運動場につきましては、年6回整備を行い、黒土を1回搬入しております。また、佐屋総合運動場テニスコートへは、グリーンサンドを1回搬入しております。

親水公園総合運動場の多目的広場につきましては、年6回の整備を行っております。

立田総合運動場グラウンドにつきましては、年6回の整備を行っており、黒土を1回搬入しております。

八開運動場につきましては、整地・転圧を1回行っております。

佐織総合運動場グラウンドにつきましては、年6回の整備と1回の転圧を行い、黒土、真砂土を1回搬入しております。塩化カルシウムの散布につきましては、八開運動場を除き、年1回行っております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それぞれの運動場で定期的に整備がされているということが分かりました。

スポーツ番組を見ていると、選手が使用するグラウンドに一礼をしてピッチやコートに入場するという光景が、やはりすがすがしさを与えてくれる場面もあります。スポーツ活動を通じて感謝の気持ちや備品などを大切にすることなど、生徒・児童を指導する立場の方たちが技術だけではなく、こういった礼儀作法も含め指導してみえるということが十分分かるかと思えます。また、試合が終われば互いの健闘をたたえ合う姿も、観戦する側にとってもやはり感動を与えてくれています。

では、総合運動場についてお伺いをしたいと思います。

佐織総合グラウンドでは、土入れなどの作業をする際に、スポーツ団体の整備の協力を依頼されていると思います。ほかのグラウンドの整備状況についても、こういった協力を得られている総合運動場があればお答えいただきたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

佐織総合運動場につきましては、土入れ時にスポーツ協会加盟団体に御協力いただき、グラウンドの整備を行っております。同じく、佐屋総合運動場につきましても、土入れ時にはスポーツ協会加盟団体に御協力いただいてグラウンドの整備を行っております。その他、立田総合運動場やスポーツセンターなどにつきましては、指定管理者による整備を行っております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

グラウンドは大勢の人が運動するわけでありまして、その関係で土の粒子が細かくなって水

はけが悪くなるということを聞いております。特に、野球だとかサッカー、こういった競技においてはスパイクを使用しますので、どうしてもその粒子が細かくなってしまふ、このような状況が現れる傾向にあるということを報道されております。

そこで最近では、赤土や黒土にアンカーを混ぜることによって吸収性、速乾性に優れた水はけのよい土を作ることができます。今後、大がかりな整備計画があれば検討していただければありがたいなと思っております。

では次に、親水公園総合運動場の関係についてお伺いをしたいと思います。

スポーツ少年団や一般のスポーツ団体の幅広い層の方が利用されております。利用される団体からの改善や修繕要望は反映されているかどうかお伺いしたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

利用者からの御意見、御要望などの声につきましては、親水公園総合運動場に限らず、利用するに当たっての危険な箇所や修繕要望など、スポーツ協会が取りまとめた各団体からの意見や指定管理者の意見等を市が確認し、総合的に判断・調査をして反映しております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

やはりグラウンドの不備によってけがにつながるような事故を起こす場合もあるかと思えます。やはり予防するためにも、限られた予算ではありますが、使用者からの意見を十分に反映していただき、早めに修繕やこういった改善の要望の対処をお願いしたいと思います。

では、冒頭に触れました立田総合運動場は、愛知県サッカー協会との締結で人工芝の総合グラウンドとして生まれ変わります。これまで立田総合運動場は、スポーツ少年団の試合会場であったり、ソフトボール協会のあるいは軟式野球協会の練習場、大会開催会場でもありました。今後、この総合グラウンド、生まれ変わるわけですけれども、どのような形で市民に活用されるとか、そのことについてお伺いしたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

愛知県サッカー協会がファシリテーターとなり、公園や施設の利用者、地域住民、学校、商店、企業などと協働し、イベントや教室などを企画運営し、スポーツを中心とした地域コミュニティが形成されることで市民の健康づくりなどの新たな活動拠点となることを目指しております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

今後、愛知県フットボールセンター愛西が地域に役立つイベントを企画するという一方で、この地域の課題でもある人口減少、そして少子高齢化が進むことによって、地域型のコミュニティが減少してくる不安要素があります。今回、このフットボールセンター愛西がテーマとして掲げているテーマコミュニティ、それがこの地域の不足する部分をスポーツを通して改善してくれるのではないかと期待をしております。

スポーツは、人の心身の健康の維持増進や自己実現といった面や、地域コミュニティの構築や、地域の活性化の面などにおいても極めて重要なことだと思っております。現在、立田地区、八開地区にそれぞれの地域のコミュニティは存在しますが、人口減少が進むにつれて地域間の交流が必要ではないかと考えております。立田、八開地区の体育大会、そして立田、八開地区の納涼祭りなどの開催はされておりますが、このような行事、イベントにおいて参加者も減少し、大会運営の担い手不足も課題になってきております。このような大会を合同で開催することで、地域間の人と人との交流が生まれます。今後、このような大会が開催できるよう、愛知県サッカー協会との協議を進めていただきたいと思います。

現在、学校教育においては、学校の統廃合の課題もあります。スポーツを通じて地域間のコミュニティを推進させることで絆が生まれ、学校統廃合などの課題も交流が深まれば地域住民の方にとって理解していただけることだと考えておりますので、まずこのような交流の場を企画していただくことを協議していただくことをお願いし、質問を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

7番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を12時30分、お願いいたします。

午前11時35分 休憩

午後0時30分 再開

**○議長（島田 浩君）**

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

その前に、午前中、山岡議員の一般質問で、山岡議員から訂正の発言を求められておりますので許可します。

**○14番（山岡幹雄君）**

発言をいただきまして、議長、ありがとうございます。

午前中に私ちょっと不適切な発言がありまして、先ほど傍聴者の方から御指摘をいただきましたので、今から言う内容につきまして削除をお願いします。

愛西市議会議員にもロシアの何々が見えますというところから、あと最後のほうですね。誰々さんの相手の気持ちも考えて発言してくださいというところまでのところの削除をお願いします。取消しですね、お願いします。私の不適切な発言がありまして、訂正させてというか削除させていただきます。ウクライナの亡くなられた方々には御冥福をお祈り申し上げ、私のおわびと申し上げます。どうもすみませんでした。

ありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、一般質問を続行いたします。

次に、質問順位4番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松議員。

**○5番（高松幸雄君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、愛西市公立保育園の今後についてを考えると、がん患者支援事業（アピアランスケア助成事業）の推進をの2点について質問をいたします。

最初に、愛西市公立保育園の今後について考えるをテーマに質問をさせていただきます。

本市の公共施設等は老朽化が進んでいるものが多くなり、今後は大規模な改修や建て替えが必要となるばかりではなく、これらが同時期に集中することが懸念されます。また、少子化、高齢化など社会状況の変化や人口減少とともに公共施設等を取り巻く環境も大きく変化しつつあり、将来を見据えた公共施設等の在り方について検討が必要となっています。一方、市の財政は厳しい状況にあり、限られた財源の重点的・効率的な活用が求められるとともに、公共施設等にかかるコストを縮減しなければなりません。

これらを踏まえ、公共施設等について効率的かつ計画的に更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減、平準化をするとともに、公共施設等の最適な配置を推進するため愛西市公共施設等総合管理計画が平成29年の1月に策定されました。

この計画には、長期的な視点による公共施設等の更新、統廃合、安全性の確保、機能性の維持、長寿命化等を図るための基本的な方針として、公共建築物の縮減目標を、策定からおおむね30年間に於いて約30%と設定されております。その後、愛西市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、各施設の実情・課題等を踏まえながら個別施設ごとに方向性、施設の状況、対策内容及び実施時期等を定める計画として愛西市公共施設等個別施設計画が令和2年4月に策定されました。

そこで、今回は、愛西市公共施設の一つである公立保育園が今後はどのような計画にあるのかを質問します。まずは、愛西市公立保育園の現状についてをお尋ねいたします。

次に、がん患者支援事業（アピアランスケア助成事業）の推進をについて質問をさせていただきます。

愛知県では、2022年度の予算にがん患者のアピアランスケア支援を推進することを決めました。アピアランスケアとは外見、要は身だしなみを整える行為を支援することを意味し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減する役目を果たしております。

中日新聞の2月24日県内版に、県は、22年度、がん患者が医療用ウィッグ、かつらのことですが、や乳房補正具を購入する際に費用の一部を補助する市町村に対して財政支援を始める。がんになっても働き続ける人が増えて需要が高まっているため、市町村が補助制度をつくるのを促し、患者の負担軽減を図る。新たに補助制度を設けた市町村に住む患者は、かかった費用のうち半額、上限は2万円になります、の補助を受けられる。補助金は市町村と県が半分ずつ負担する。対象となるのは、治療で脱毛した際に頭部につける医療用のウィッグと、乳房を切除した患者が装着する補正下着、補正パッド、人口乳房の購入費。補助制度を導入した市町村は一旦半額を負担するが、県がその半分を補助する。県は、22年度にウィッグで2,320人、乳房補正具で280人の利用を見込み、一般会計当初予算案に2,600万円を計上している。県が補助を決めた背景には、医療の進歩でがんと診断されてから5年後の生存率が62.1%となり、病氣

になっても離職する人が減っていることがある。治療を受けながら仕事などを続ける上で外見の変化が支障となるため、こうした苦痛を減らすためのケアが必要と言われていると掲載されていました。

そこで、現在、医療用ウィッグの購入や人口乳房の購入に助成している自治体はあるのかをお尋ねいたします。

以上を一括質問とします。御答弁よろしく願いいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、最初の愛西市公立保育園の現状についてです。

愛西市公立保育園の現状については、令和4年2月1日現在の来園児数は、佐屋中央保育園が定員160人に対して84人、佐屋北保育園が定員95人に対して65人、佐織保育園が定員90人に対して68人、指定管理の永和保育園が定員100人に対して93人となっています。どの園も定員を下回っています。

佐屋中央保育園におきましては、今年度に園舎修繕工事を実施し、11月に工事が完了したところです。2月には南側駐車場の整備が完了しました。

佐屋北保育園につきましては、令和4年度末をもって佐屋中央保育園と統合が決まっていますので、来年度が最終年となってまいります。

佐織保育園におきましては、下水道接続工事を行い、2月に接続が完了したところです。

永和保育園におきましては、令和2年4月から始まった指定管理者による運営も間もなく2年目が終わろうとしている状況です。

続きまして、医療用ウィッグの購入等について助成している自治体についてです。

がん患者アピアランスケア支援事業は、がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用補正具（医療用ウィッグ及び乳房補正具）の購入に係る経済的負担の軽減を図るため、令和4年度より実施が予定されています。購入者が費用の2分の1を自己負担し、愛知県と市町村が4分の1ずつ補助をします。現段階では費用対象額の上限は4万円で、県と市町村の補助限度額がそれぞれ1万円という案が検討されています。

現在、県内では、医療用ウィッグの購入助成を名古屋市と岡崎市が実施しております。人口乳房の購入助成に関しては、実施している自治体はございません。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

それでは、まずは愛西市公立保育園についての再質問をさせていただきます。

今のお話で、どの園も定員を下回っているということで、少子化が進んでいるということが分かりました。また佐屋北保育園、中央保育園と合わせても定員を満たしていないという実情も分かりました。

また、先ほど佐屋中央保育園の園舎修繕工事を行ったということでしたけれども、具体的にはどのような工事を行ったかのことをお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

佐屋中央保育園の工事内容の主なものとしましては、乳児室の改修、トイレ改修、LED照明化改修などがあります。また、新たに敷地南西に出入口を設けて、南側駐車場から園内へのスムーズな移動が可能となりました。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

ただいま乳幼児室の改修、またトイレ改修も行われたということで、きれいになって保護者の方からは喜ばれていると聞きました。また、新たに敷地の南西に出入口を設けて、南側駐車場から園内へのスムーズな移動が可能になったということで非常に便利になった、よかったなというふうに感じました。

また、2月初めに保護者の方から、駐車場がアスファルトで整備され、うれしいんですけど、いつから利用できるのかという相談がありましたけど、今現在はどうなっているんでしょうか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

駐車場については、2月下旬から供用を開始しております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

分かりました。よかったです。せっかくできたのにいつからという話があったので、どうなることかと思いましたがけれども。

それでは、新たに整備された駐車場についてですけれども、駐車場は何台分あるのか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

駐車場は、30台分の駐車スペースを確保しています。保育園への送り迎えや行事の際に、安全で快適に御利用いただけるよう整備をいたしました。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

これまで中央保育園に関しては、駐車場が狭くて不便だったという声がありましたので、大変よかったです。

それでは、30台分の駐車スペースを確保したわけでありませけれども、佐屋北保育園が廃園後、佐屋中央保育園に統合されるということですからけれども、統合後も駐車場は足りると見込んで整備されたわけでしょうか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

これまでの2園での送迎状況から、十分足りると考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

分かりました。

それでは、佐屋中央保育園と佐屋北保育園が統合されますけれども、今後はスクールバス等の運行は考えているか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保護者の皆様が各自で送り迎えをしていただいております。そのため、バスの運行は考えておりません。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

保護者の皆様が、自分の都合のよい時間に直接送り迎えをしたいという希望が多くあるという事で、ニーズがないというふうに理解しました。

次に、佐屋北保育園は令和4年度末に中央保育園に統合されるとのことでしたが、佐屋北保育園に入園される際に、保護者にはどのように説明をされて受入れをしているのか、お尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

在園されている園児の保護者の皆様には、令和5年4月から統合されることを御理解いただいた上で入園をしていただいております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

在園されている園児の保護者の皆さんには、令和5年4月から統合されることを理解してもらった上で入園していただいているということで、安心しました。

では、在園児には統合後の入園希望先を聞いていくんでしょうか、お尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

在園児の保護者には、中央保育園の入園の意向を確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

よろしくお願いいたします。では、しっかり在園児の保護者に入園先の意向を確認してもらい、後々トラブルに発展しないようにしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、佐屋北保育園に勤務している職員は今後どうなるんでしょうか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

他の公立保育園への配属を含め、職員の能力を生かせる職場へ配属したいというふうに考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

分かりました。

ほかの保育園の配属を含めて、職員の能力を生かせる職場への配属ということですので、職員の方から替わったからといって退職者が出ないようなそういった配慮もまたお願いしたいと思います。

では、佐屋北保育園の跡地の利用については何か決まっていることはありますか、お尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

佐屋北保育園の跡地利用については、現在、庁内関係課が集まり、4月以降どのようなスケジュールで進められるかを検討しているところでございます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

これからということで、答弁いただきました。

佐屋北保育園の廃園に関しては、私も地元の方からいろんなことを、してほしくないとかいろんな意見がありましたけれども、これは地元チテイ反映という苦渋の選択だったと思います。跡地の利活用については、地元の意見をしっかりと聞いていただいて、地元の人に喜んでもらえるような、そんなようになるようお願いしたいものであります。

次に、佐織保育園については、今後も今のまま運営していくのかどうかをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

老朽化している佐織保育園の今後をどうしていくかにつきましては、現在課内で協議を進めており、来年度からは本格的に検討していく予定となっております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

分かりました。

最後に、永和保育園なんですけれども、永和保育園は指定管理として2年目ということでありましたけれども、今現在どのような状況になっていますか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

運営法人により適切に運営されており、園児も園の雰囲気慣れ、保護者と保育士との信頼関係も築かれており順調に運営していると考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

分かりました。

法人によって適切に運営されていて、園児も園の雰囲気慣れて、保護者と保育士との信頼関係も築かれていて、順調に推移している聞いて安心しました。

では、永和保育園は指定管理ということで、公設民営で運営されているわけなんですけれども、公立と私立では保育の方法は異なるんでしょうか、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保護者が負担する保育料につきましては、市が定めていますので公立と私立での違いはありません。また、保育の方法につきましても、国が定めた保育指針に基づいて運営をしているため、公立と私立での違いはありません。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

違いはないという答弁をいただきました。

では、民間移管する予定ということなんですけれども、メリットとしてはどのようなことが考えられますか。お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

民間になりますと、多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することができますので、より保育サービスが充実することや、保護者の選択肢を広げる上でもメリットが大きいと考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

民間だと、多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することができるということで、保育サービスの充実や保護者の選択肢を広げるという意味でメリットがあるということでした。

働き方が多様化している現在において、保育園は、子育て支援にとっては大変重要な施設であります。保育の方法については、公立か私立によって差がないということを知り、安心しました。また、保育園が充実していることで、保護者が働き方によって保育園を選ぶことができます。今後も子育て世帯のニーズを的確に酌んで、市の保育事業を進めていただきたいと思います。

では、続きまして、がん患者のアピアランス支援事業についての再質問をさせていただきます。

先ほど、医療用ウィッグの購入や人口乳房の購入に助成している自治体をお尋ねしましたが、愛知県では、がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用補正具、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入に係る経済的負担の軽減を図るための助成が令和4年度より実施が予定されて、購入者が費用の半分を負担し、残りを愛知県と市町村が4分の1ずつ補助をする。助成費用の対象額の上限は4万円で、市町村の補助限度額がそれぞれ1万円という案が検討されて、現在県内では、医療用ウィッグの購入助成は名古屋市と岡崎市だけが実施、人口乳房購入助成に関しては実施している自治体はないということが分かりました。

それでは、名古屋市と岡崎市のように、医療用ウィッグの購入助成や人口乳房の購入に助成を愛西市でも実施してほしいという要望はこれまでにありましたか、お尋ねをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

数件ございました。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

公明党の愛知県の県議団及びがん患者支援団体は、大村知事に、がん診療時に仕事をしている4割以上いる現状から、治療と仕事の両立支援が重要であるとともに、がん治療に伴う外観の変化への対処についても社会参加を促進する観点から支援していく必要があると主張し、働く世代のがん対策となる治療と就労の両立支援を拡充することを要望してまいりました。

中日新聞の3月3日の尾張版には、江南市は3月2日、がん患者が医療用ウィッグや乳房補正具を購入する際に費用を補助する制度を設ける方針を早々と示し、22年度、早期の実現を検討しており、年間40件ほどの申請を想定。また岩倉市も、同日の市議会3月定例会で、関係費用を6月の補正予算案に計上できるよう準備を進めていると明らかにしております。

そこで、この助成について近隣の状況と、愛西市では助成する考えがあるのかをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、近隣の状況ですが、津島市、稲沢市は実施をする予定です。あま市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村は検討中と伺っております。

助成する考えについてですが、愛西市としても、近隣市町村の動向を見極めながら検討してまいります。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

がん患者さんからは、どんどん抜け落ちていく髪の毛が治療の苦しさに追い打ちをかけた上、

医療用ウィッグの購入費用や人口乳房の購入費が数万円から数十万円と高額で、保険適用がなく自己負担になるので経済的負担が大きく大変。そこで、岡崎市が動いてくれたという事実がうれしいとか、高額のため購入をためらう人に希望を与えてくれた岡崎市に感謝ですとの声が寄せられているそうです。江南市では費用を補助する制度を設ける方針を早々と示して、岩倉市も同日の市議会3月の定例会で関係費用を6月の補正予算案に計上できるよう準備を進めているということでした。また、近隣の市村町では、津島市と稲沢市が実施する予定との早い対応でありました。

担当部長から、今、愛西市は近隣市町村の動向を見極めながら検討するということがあったんですけれども、近隣市町村の動向を見極めながら検討する必要があるのかなというふうに感じます。近隣自治体の津島市や稲沢市が実施する予定としたにもかかわらず、愛西市が近隣自治体の動向を見極めながら検討するというのでは、愛西市は判断が遅いんじゃないかと、また後でそういうふうと言われるんじゃないでしょうか。そういった意味では、ぜひ検討するのはなくて、早期の実現をお願いしたいと思います。

そこで、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

今回の件でございますけれども、県におきましては、前向きにそれぞれの自治体と共同で進めていくという考えのようございまして、市といたしましても、先ほど部長が、近隣の自治体の動向を考慮しながら検討していくということでございますけれども、当然市としては、もう既に当初予算を計上して皆さん方にも今議会で審議をしていただいておりますので、そこにはもう間に合わなかったということでございます。

今後につきましても、しっかりと数字的にどれぐらいの予算が必要であるか等を積算で上げていかなければなりませんので、そういう意味で検討していくということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

市長、前向きな答弁ありがとうございました。

そういう対応であれば私もちょっと捉え方が違ったかなというふうに思います。ぜひ早く実現するようにお願いしたいなというふうに思います。

患者さんは、薬物療法、放射線療法のがん治療によって頭髪の脱毛や手術療法による乳房切除などの結果、外見の変化による心理的な不安を抱えています。外見の悩みや心理的及び経済的負担を軽減する視点から、がん治療中でもこれまでどおり安心して暮らし続け、前向きに治療に取り組み、また治療前と変わらず自分らしい日常生活を送っていただけて、精神的なケアや生活の質を高める役割がある医療用ウィッグ、かつらですね、乳房補正具等の購入費用の一部助成をすることを一刻も早く決めていただけることを切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（島田 浩君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を13時10分、お願いいたします。

午後1時00分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、通告のとおり2点について今日は質問したいと思います。よろしく申し上げます。

1点目は、避難所、一時避難場所の充実を。そして2つ目として、小中学校小規模校への支援をの2点です。

最初に、1つ目の避難所、一時避難場所の充実をについて質問をいたします。

今年の1月21日の中日新聞に「指定避難所、3割浸水区域に立地」という記事が載りました。内閣府の調査で、全国の3割の指定避難所が風水害の浸水地域にあり、国が対策を要請しているという内容でした。

愛西市は濃尾平野の下流部の低い平地にあり、風水害による浸水の危険が高い地域でもあります。そうした点で非常に対策が求められます。浸水地域にある指定避難所の状況はどうでしょうか。また、浸水に対応した一時避難所、いわゆる指定緊急避難場所の設置状況はどうなのかをまずお尋ねをいたします。

それから、伊勢湾台風や勝幡地区の目比川の決壊などの経験から、愛西市の市民にとって浸水に対する不安や地震の津波に対する不安などは強いものがあります。そうした中で、特に永和地区の今回のヘリポートの完成はどうなるのか。また、その中に配置される施設や設備はどうなるのか。そして、指定緊急避難場所としての活用はどうなのかについてお尋ねをいたします。

また、私が住んでいます佐織地区の町方地内におきましても、高い建物がないという声が地元の皆さんからもよく寄せられます。津島北高校を一時避難場所等への活用をしていただきたいということを以前も質問いたしましたが、その後状況はどうなっているか、お尋ねをいたします。

そして、避難所の件です。避難所の運営は、避難をした住民が中心となり、行政やボランティアなどが支援する自主的な運営が望まれます。住民が運営するためには、愛知県が作成した避難所運営マニュアルがありますが、この内容は大変膨大で、その場で住民が使うには非常に使いづらいものがあります。そうした中で、実際に住民が使いやすいよう愛西市に合った愛西市版の避難所マニュアルを作成してはどうか、提案をしたいと思います。

次に、小中学校小規模校への支援をの質問をいたします。

昨年12月から始まった、学校統廃合計画を見直すかを検証するための小中学校適正規模適正

配置等検証委員会について、まずお尋ねをいたします。この検証委員会での審議の状況はどうなっているのでしょうか。また検証委員会では、これまでどのような意見が出され、どのような議論がされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学校統廃合について。

そもそも私たちは、統廃合ありきではなく、まずは小規模校を維持・支援していくことが大切だと考えています。以前にも述べましたが、学校は地域コミュニティーの核の一つであり、学校を通して地域がつながる機能があります。

そうした中で、今年、先日の3月6日に今年度の学校統廃合と小中一貫校を考える全国交流集会がありました。私もZoomを通じて参加をいたしました。その中でもやはり小規模校の優れた点や、そうした小規模校をいかに維持していくかというようなことも踏まえて統廃合問題が話し合われていました。大変参考になりました。

小規模校はとりわけ地域とのつながりも強く、地域と結びついた教育が行われています。愛西市でも、レンコン掘りや季節行事などで地域の人々と一緒にそうしたものを行っているという事例も挙がっています。こうしたつながりが学校がなくなると失われてしまうことは大変問題であるというふうに言われていました。さらに統廃合で学校がなくなった地域では、過疎化が一段と進んでいるというようなどころもあります。やはり学校をいかに維持していくかが非常に大事なものにもなります。

そうしたその分科会の中でも、高知県の四万十市の中学生の経験が作文として出されています。ここも統廃合のために学校交流会を行ったそうですが、そうした中で参加してみると、その大きな学校の中では先生の授業についても聞いていない子もたくさんいる、いわゆる内職をしているような子もいるんだということで驚いたというような発言もありました。また、自分たちのほうがよっぽどしっかりと意見が言えると自信を持って、その中学校1年生の9人の生徒が市に対して合併をしないでほしいという意見書を提出したという話もあります。

こうしたことを聞くと、やはり小規模校で丁寧な授業をし、小規模校で教員1人当たりの生徒も少ない中で、先生も生徒の顔が全員分かるし、生徒も先生の顔が全員分かる、そうした丁寧な授業が行われていることがやはり非常に重要だということが感じられました。

さらに今、学校規模に関わらず、少人数学級などの教育環境の変化や教育内容が変化する中で、行政の学校に対する支援が求められています。中でも、小規模校が置かれている状況として、例えば教員が少ないための負担や教科担任などの問題、また学校行事など保護者の負担の課題など、こうしたことを市が支援し、維持・存続のための特別な対応をしていくことが必要だと考えます。

その点で質問をいたします。主に立田や八開地区の小規模校への市の支援の状況はどうでしょうか。また、こうした点で、やはり小規模校への支援の充実が必要ではないでしょうか。

以上、最初の質問といたします。御答弁のほうよろしく願いいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、1件目の御質問でございます避難所、一時避難場所の充実をということで、順次

答弁のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、浸水地域にある指定避難所の状況はということでございますが、想定最大規模である千年に一度程度の降雨があった場合には、市のほぼ全域が浸水することが予想され、市内の指定避難所46か所中45か所が浸水地域内となります。

続きまして、浸水に対応した一時避難場所の設置状況はということでございます。市内の指定緊急避難場所76か所中、洪水災害に対応した指定緊急避難場所については72か所です。

次の永和地区のヘリポートの完成はということで、その設備、備品、あと一時避難場所としての活用ということでございます。広域防災活動拠点の完成につきましては、本年の8月末の予定でございます。配置される設備につきましては2階建ての防災倉庫で、1階は現地調整指揮所と備蓄倉庫となり、2階は救助者が待機可能な一時退避所となっております。次に、備蓄品の主なものは、ボート、バルーンライト、非常用発電機、ヘリ夜間灯火設備、組立てトイレ、飲料水、毛布などを備蓄の予定です。一時避難場所としての活用につきましては、広域防災活動拠点は救助活動の拠点ですので、一時避難場所の指定のほうは考えておりません。

続きまして、津島北高校の一時避難場所等への活用の交渉状況でございますが、こちら津島北高校は、津島市の避難所にも位置づけられております。今後、一時避難場所としての活用ができるよう働きかけていきたいというふうに思っております。

最後に、愛西市版の避難所マニュアルの作成をということでございます。

愛知県の避難所運営マニュアルを基本に、避難所のレイアウトなど愛西市の独自の部分につきましては別途作成していきたいというふうに考えております。今年度の取組といたしまして、避難所班初動訓練において、訓練対象の小・中学校の体育館へ実際に行き、災害時を想定したレイアウト図を作成いたしました。このレイアウト図も避難所運営マニュアルの一部として活用していきたいというふうに思っております。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をまとめましたマニュアルにつきましては、令和3年3月に作成を終了しております。以上でございます。

### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、私のほうからは、小中学校小規模校への支援をということでございます。

まず、1点目の小中学校適正規模適正配置等検証委員会の審議の状況はということでございますが、令和3年12月27日に第1回会議を開催し、現行の基本方針及び基本計画案と現在の児童・生徒数の推移や学校を取り巻く環境の変化についての状況を説明いたしました。令和4年1月12日に第2回会議を開催し、検証に必要な資料に基づいて基本方針に対する御意見をいただきました。令和4年2月4日と24日に第3回、第4回の会議を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の対象期間となり、開催を見合わせましたが、引き続き早急に検証作業を進めてまいります。

また、どのような議論がされたかということでございますが、検証委員会では、児童・生徒数の今後の推計を基に検証を進め、小規模校のメリット・デメリットについて小学校と中学校に分け、整理し、検討が必要であるなどの意見などが出され、様々な資料を基に協議をしてお

るところでございます。

次に、2点目でございます。

立田・八開地区の小規模校への支援の状況でございますが、小・中学校の規模に関わらず、きめ細やかな指導を目的とした少人数授業やティームティーチング授業のための非常勤講師、障害や疾病、発達特性により支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育支援員や、日本語での学習活動に支援が必要な多言語支援員などを必要に応じ配置しているところでございます。

また、小規模校への支援の充実をという御質問でございますが、小規模校だけでなく、学校規模に関わらず全ての学校で適切な教育が行われるよう取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、再質問のほうをしたいと思います。

最初に、小中学校小規模校への支援のほうから始めたいというふうに思います。

再質問として、先ほど規模に関わらず支援を行っているんだという説明がありましたが、しかし、やはりさきに申したように、小規模校であるゆえの困難者、例えば教員やPTAなども含めた運営上の困難者に対してやはり特別な支援を行っていくことは必要ではないかというふうに思うのですが、その点についてどうでしょうか。

また、小規模校へ民間の人員の支援の考えはないでしょうか。特に、科目よっての専任教員の補充などが困難だという話も聞いていますけれども、そうしたところに常勤や非常勤の講師などを活用していくような考え方には立てないでしょうか。その点について、お尋ねをいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

小規模校の運営上の困難者に対して特別に支援を行うかどうかという質問でございますが、小規模校だけでなく、先ほど申し上げたように、学校規模に関わらず全ての学校が適切に運営されるよう取り組んでいきたいと考えております。

2点目の小規模校への人員などの支援の考えでございますが、市の非常勤講師は、少人数授業講師及びティームティーチング授業の講師などを担っており、専任教員としての想定はしておりません。必要に応じて教員と協力し、授業をすることはありますが、専任教員としての非常勤講師の補充の予定などはございません。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

教員の関係ですけれども、岐阜県などでも特別に常任の先生を雇ったり、独自に、またイレギュラーな形ではありますけれども、いわゆる臨時教員免許で専任の科目に当たったりというようなことや、そうしたことも含めて講師などを募集しているところも幾つかあります。そうしたことが前回、以前もお話ししましたが、やはり非常に大事になってくるのではないかとこのように思います。

今後、小学校での専任教員というような問題も出てきますし、こうした先生の確保そのもの

が非常に大事になってきて、例えば岐阜県山県市などでは、常時、毎年こうした教員募集を市独自に行っています。その中には、特に小規模校のいわゆる複式の先生に対して、国語、算数、理科、社会などを学年ごとに行えるような体制とかいうのも含めた雇用なども行っていて、話をちょっと聞いたところでは、先日の交流会の中でも聞いたところでは、やはり退職された教員を中心に、専任や非常勤への応募はあるんだという話も聞きました。

そうしたことも含めた市の対応をぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

先ほども申し上げましたが、市の非常勤講師におきましては、今のところ専任教員としての非常勤講師の補充の予定はございませんので、よろしく願いいたします。

#### ○17番（真野和久君）

では次に、もう一つ小規模校に対する提案としてありますのが、小規模特認校制度を採用してはどうかということであります。これは、児童数が減少して存続が危ぶまれるような小・中学校において、小規模のよさを生かした特色ある学校経営を進める場合に限り、市内全域から児童・生徒を集めることができるという制度であります。

特に今は小規模校が増える中で、全国的にもこうした制度を取って、制度を採用している地域も増えてきています。愛知県でも例えば豊田市の一部とか、そうしたところでも実施がされていますし、岐阜県などでもこうした制度が幾つか取られているところがあります。

例えば兵庫県の養父市の建屋小学校という特認校がありますが、そこでは全校の43人中15人が学区外から登校しているというような例もあって、結構小規模校で教育を受けたいという児童や保護者の方が見られて、そうした方々がそのいわゆる特認校へ子供を通わせているという例は結構あります。成功しているところも失敗しているところもありますけれども、成功をしているところでは生徒も増えて、より充実した学校運営ができるということで好評にもなっています。

実際、小規模校や少人数の中で、いわゆる教員1人当たりの生徒・児童も少ないのでしっかりと手をかけてもらえる、また小さい児童子供が少ない中で、例えば学芸会などでもみんなが主役を、逆にやらざるを得ないところもありますけれども、そうした中で主役をやってリーダーをやっていく、そういった中で主体的な学びができるというような考えから、小規模校への教育を望む生徒や保護者は愛西市内でも見えると思います。

ぜひとも、小規模特認校の制度を活用することを進めたいと思いますが、市の考え方をお尋ねいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

小規模特認校制度の活用の考えはということですが、他の学区から小規模学校への入学・転入学を認める制度の小規模特認校制度でございますが、採用している学校のある自治体がありますが、愛西市におきましては採用について検討を進める予定はございません。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

今、愛西市においても適正化という形で統廃合の検討がされていますけれども、仮に例えば統廃合するにしてもやはり何年もかかるというような状況がある中で、ますます小規模校の中では人口が減って、子供たちが減っていくというようなことも出てくると思います。そうした中でも、少しでも子供たちが増えて、そうした中で教育ができるのであれば、それはそれで非常にいいことではないでしょうか。本当に学校がなくなると、地域の人口増や活性化に大きな支障となります。地域対策を進めていくためにも、やはりできるだけ学校を存続させる必要があります。やはり当面の児童・生徒を確保するという点でも、小規模特認校制度を活用して、小さな学校での教育を望む児童・生徒を確保して学校運営ができるのではないかと思いますので、ぜひとも検討すべきではないかというふうに思います。

その点についてどうでしょうか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

先ほど議員からもお話がございましたが、特認校制度につきましては、通学距離が長くなったりだとか安全の確保が難しくなる、また、学校と地域との連携が希薄になるといったそういったデメリットが多く見られ、小規模校には適している場合もございますが、今のところ市としてはそうしたデメリットもあるということで、今のところ検討を進める予定はございません。よろしく願いいたします。

**○17番（真野和久君）**

確かに、ほかの学区から通うという点については、例えば父母が送迎するなどの、ほかのところでも、ほかの市町村でも父母が送迎するなどのそうした負担があることは確かではあります。

しかし、いかに学校を続けていくのか、子供たちの教育環境を維持していくのかということやはり教育委員会としてもしっかりと考えていく必要があると思うんですね。ただ手をこまねいて、児童・生徒がどんどん減って、そしてそのまま統廃合は仕方がないというふうではなくて、やはり今の子供たちにできるだけ今の環境を提供、維持しながら進めていくということやっていくということは大事ではないかというふうに思います。

やはり、とにかくまず学校を維持していくためにできることは何でもやっていく、そういう姿勢が大事ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

現在、検証委員会が継続して審議されておまして、様々なそういった議題、議論がされておるところでございますので、そういった経緯を見計らいながら進めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

ぜひとも検証委員会、またその次にできるかもしれないそうした委員会の中でも、こうした議論をぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、避難所、一時避難場所の充実をということで再質問を行っていきます。

先ほど、市内45か所の指定避難所と、それから七十数か所の指定緊急避難場所についての御

説明がありましたが、いわゆる指定緊急避難場所と避難場所はほぼ重なっているというところがあると思いますので、そういう点では、一応水害対応についても一定はできているということかもしれません。

ただ、それは防災計画などを見ると、いわゆる2階があるので、2階以上には避難できますよというようなことが基本になっていると思うんですけども、そういう2階部分に避難できるということが可能だということだけではなくて、こうした避難所や避難場所の中の例えば非常食や非常電源やトイレなどを浸水した場合にも使えるのかどうかということは調査されているかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

避難所、避難場所におけるそのような備蓄品の状況ということでございますが、基本的には体育館が一番大きい避難場所、避難所ということではございます。ただ、そこに併設をしております小・中学校の2階以上とかそういう場所を使わせていただきまして、備蓄品や何かを備蓄しておりますので、有事の際にはそちらから取り出すというような形を取ることになります。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そうした対応を、一応一定できていると思いますが、ぜひともまた電源や、特にトイレとか非常に対応が大事になってくると思いますので、そうしたらどこに置くのかということも含めて、また検討していただければというふうに思います。

それから、特に広域な浸水をした際の避難所や一時避難場所の確保がどうなっているかについて、お尋ねをしたいと思います。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

それでは、広域浸水、そのときの避難ということでございますが、広域の場合、広域の避難先としましては市外の親戚のお宅、知人のお宅、勤め先など、また避難先の当てのない方につきましては、市のホームページで掲載をさせていただいておりますホテル等への避難を呼びかけていきたいというふうに考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そうした、今答弁にありましたようなそれぞれの市民の皆さんの判断での独自の避難ということが言われましたけれども、今議会の市長の施政方針の中で、市外への広域避難を視野に入れておく必要があるというような見解もありますけれども、そうした場合の他市町村との連携とか、そうしたことを具体的に対応を考えているのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

広域避難につきましては、現在、中部地方整備局木曾川下流河川事務所と、あと木曾川下流部に位置します8市町村を構成員とします木曾川下流部広域避難実現プロジェクトにおきまして、市町村の枠を超えて適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた取組を進めているところでございますので、そうした取組の内容について、市民の皆さんにも周知のほうをしていきたいというふうに思っております。以上です。

### ○17番（真野和久君）

本当にやはり広域な水害というようなことになってくると、大変大きな課題が出てきます。特に、台風などによる伊勢湾のときのような浸水等になった場合にはどこに避難をするかということも含めて、その当時になかったような様々な問題も出てきます。事前避難ということも含めた対応が今求められているわけですが、ぜひともその点について、具体的なものを市民の皆さんにも説明できるようによろしく願いをいたします。

それから、永和地区のヘリポートについてですが、一時避難場所、指定緊急避難場所としての指定は考えていないということですが、ただ、やはりその地域の人声として、やはり浸水の危険とか津波の危険があった場合に少しでも高いところに避難したいということで、近隣の住民の皆さんが避難することはできないのかという声は上がっています。

また、市長は、施政方針で運用については引き続き検討と調整を続けるというように述べていますが、具体的にどのようなことを行うのか。避難所、一時避難場所として活用は入らないのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。要は自主的に避難ができるのかということと、市長の施政方針の中での中身について、説明をお願いします。

### ○企画政策部長（宮川昌和君）

広域防災活動拠点につきましては、ボートとかヘリコプターで救助された方をそこに集約し、集約した人々を浸水区域外の安全な場所へ輸送するための場所ということでございます。

したがって、地元の皆様には原則最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所のほうへ避難していただくということではございますが、逃げ遅れたような場合、命を守る行動として一時的に避難していただくことを拒むものではございません。

県との調整につきましては、あくまでも一時退避所としての運用として、指揮所の開設後の役割分担とか運営マニュアルの作成などを調整しているところでございます。以上です。

### ○17番（真野和久君）

浸水時、浸水する可能性が高いときに身近なところへの待避ということで、近隣の市民の皆さんがその高台のところに逃げるといって自身は問題がないということでもよろしいですね、分かりました。

次に、津島北高校についてですが、ぜひとも交渉をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。指定緊急避難場所、一時避難所、避難場所としてだけではなくて、やはり浸水や津波避難のために、例えば海翔高校などでは屋上への避難というようなこともできるようなところにもなっていますし、そうした活用や避難所としての対応も含めて、県の施設なので、ぜひとも交渉をやっていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

### ○企画政策部長（宮川昌和君）

津島北高校でございますが、現在まだちょっと話のほうがなかなか進んでいないような状況ではございます。ただ、議員もおっしゃられましたように、県立高校ということもございまして、また検討、いろいろと協議のほうをしていきたいというふうに思っております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

では、ぜひともその点よろしくお願ひしたいと、できるだけ速やかに交渉のほうに入っただきまして、成果をいただけるようよろしくお願ひします。

次に、防災訓練についてですけれども、現状でいくと避難所運営については、市の総合防災訓練の中の一つのメニューとして一定簡単な形で行われているわけですけれども、それだけではやはり十分ではないというふうに思います。

市独自に避難所運営訓練などの実施の考えがどうあるかについて、お尋ねをいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

避難所運営訓練の実施という部分でお答えをさせていただきたいと思ひますけれども、今年においても職員で避難所班とか、あと企画政策部の職員において、コロナ禍を意識した避難所の受付訓練とか、あと屋内テントの設営訓練や何かをやりまして、そこら辺で手順の確認や何かもさせていただいているというところがございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

市の防災訓練等を含めて、職員の皆さんが中心となつてこうした訓練をされていることは分かりました。ただ、最初にも申し上げましたが、避難所の運営というのは、できれば避難された住民の皆さんが中心となつて行政などが支援をしながら運営をしていくことがやはり一番望ましいというふうにも思ひます。そういった意味では、地域の皆さんがこうした運営の訓練にしっかりと参加していただけることが非常に大事ではないかと思ひますので、そうした点で、自主防災会や自主防災会連合会などと連携した訓練を行っていく考えはないでしょうか。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

議員からも御指摘をいただきましたが、今年につきましてはほぼ私ども職員のみ参加というところでいろんな訓練のほうを進めたところがございます。

令和4年度におきましては、可能であれば当然自主防災組織の皆さんも御参加をいただいての訓練というふうにしていきたいと思っております。また、市の職員と自主防災連合会が連携した避難所運営訓練につきまして、いろいろと考えていきたいというふうに思っております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ぜひともそうした具体的な連携もした訓練等もしながら、災害時に慌てることなく、できるだけ速やかに運営ができるような形というのを経験していただくことも非常に大事だと思ひますので、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思ひます。

避難所に関しては、個々にいうとペットの問題とか、あるいは障害者の方々をいかに、障害児・者の方の避難所と同時に、一般の避難所でも当然そうした方の様々な対応もしていく必要もあると思ひますので、そうしたことも含めて細かい非常に大事なことがあります。そうしたこともやっていくことも必要ですし、まずは基本的な避難所運営をしっかりと組んで体験できるような場所を市としても検討していただきたいと思ひます。

なかなかコロナ禍の中で難しいところもあると思ひますが、ぜひとも進めていただくようお

願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解き再開いたします。

次に、質問順位6番の2番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎議員。

○2番（石崎誠子君）

議長のお許しをいただいたので、防災まちづくりをテーマに、任期最後の一般質問をさせていただきます。他の議員と重複する部分があるかと思いますが、通告どおりに質問させていただきます。

それでは、小項目1点目、防災意識の啓発と地域防災力の向上について質問いたします。

一般的に、大規模な災害が全国のいずれかの自治体で発生すると防災意識は一時的に上昇しますが、高まった防災意識は時間の経過とともに低下する傾向にあると言われております。そのため、住民の防災意識を低下させないよう防災活動に触れる機会を持てるように、また継続して啓発に取り組むことが求められます。

愛西市は、市民の防災意識向上のために昨年防災ハンドブックを作成され、間もなく配付から1年を迎えます。令和3年6月議会の私の一般質問において、部長は、防災ハンドブックは活用していただいて初めて生かされるものと御答弁されておりました。

そこで、お伺いいたします。防災ハンドブックの活用なども含め、令和3年4月以降に市が行った防災意識の啓発の具体的な内容についてお聞かせください。

次に、一たび大規模な災害が発生した場合は、国や県、市の対応だけでは限界があります。そのため、地域の自主防災組織が大きな役割を果たすこととなります。そこで、現在の自主防災会の活動状況及び課題についてお聞かせください。

次に、小項目2点目、災害弱者をつくらない、避難行動要支援者対策について質問いたします。

全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方であったことから、その方々に対する支援が防災対策上喫緊の課題となっているようです。

そこで国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、支援を必要とされる方をあらかじめ登録しておく避難行動要支援者名簿の作成を市区町村に義務化されました。また、その名簿に登録された方々の避難が実効性のあるものとするため、対象者一人一人に個別避難計画を作成することが望ましいとされましたが、全国の市区町村において作成

が進んでおらず、近年の災害においても依然として犠牲になっておられます。

これらを踏まえ、令和3年5月にも法が改正され、個別避難計画の作成が市区町村に努力義務化されました。このような状況の中、令和3年3月議会の私の一般質問において、愛西市の今後の個別避難計画作成の進め方については、今年度避難行動要支援者台帳システムを導入し、個別避難計画の作成を進めていく予定であるとの御答弁でありました。

そこで、お伺いいたします。現在の個別避難計画作成状況についてお聞かせください。

次に、小項目3点目、広域防災活動拠点について質問いたします。

令和3年3月議会の私の一般質問で、大井町地内の旧永和荘跡地に災害時の救出救助部隊の活動拠点として愛知県が整備する広域防災活動拠点における、市と県それぞれの役割と整備状況、また住民の要望として地域住民が避難することはできないのか、市の指定避難所にはならないのかなどをお尋ねしました。今回は、その後の整備状況や役割分担など幾つかの項目についてお伺いしていきます。

初めに、令和4年度に供用開始となりますが、具体的な時期及び現在の整備状況についてお聞かせください。

次に、以前の御答弁では、防災倉庫の一部が現地調整指揮所になるとのことでしたが、では防災倉庫内のレイアウトや収容人数などはどのようになっているのかお聞かせください。

最後に、倉庫内に配置される資機材について、活動に必要な資機材や救出された方々が使用する備蓄品など、具体的にどのようなものが用意されるのかお聞かせください。

以上で総括質問を終わります。順次、御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、最初に防災意識の啓発と地域防災力の向上というところで御答弁のほうをいたしたいと思います。

初めに、防災意識の啓発の具体的内容はということです。

市のホームページの中で、防災ハンドブックやハザードマップなどを掲載いたしまして周知を図っているほか、自主防災会等を対象といたしました出前講座において、防災ハンドブックを活用しながら自助・共助、あと風水害や地震に対する備え、マイ・タイムラインの作成などを説明し、防災意識の啓発のほうを図っております。

また、10月には、市民の皆様を対象としたあいさい市民防災講演会を開催いたしまして、名古屋大学減災連携研究センター特任教授の新井伸夫様から、地域を自らの力で災害に強くしていくためというテーマで御講演のほうをいただきました。その他、台風の接近が予想された際には防災メールを送信し、防災ハンドブックやハザードマップを確認し、いざというときに備えていただくよう啓発のほうをいたしております。

続きまして、自主防災会の活動状況、またその課題ということでございます。

活動状況といたしましては、単位自主防災会、自主防災連合会において消火栓の取扱いや参集訓練、情報伝達訓練など自主的な訓練のほか、防災資機材の購入なども行われております。

課題といたしましては、住民同士のつながりが薄れていることなどにより、防災訓練をはじ

めとする活動を地域住民が一体となって取り組むことが難しい地域があることや、新型コロナウイルス感染症により、地域の住民が集まって活動できない状況にあることなどが上げられます。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうから、避難行動要支援者の関係で御答弁申し上げます。

個別避難計画の作成状況でございますが、避難行動要支援者は令和2年度に要支援者と要配慮者に区分分けの見直しをかけ、要支援者の対象者は災害時に手助けが必要な方として独り暮らし高齢者、要介護3以上の在宅者、身体障害者1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方などとしています。

現在は、新規対象者の同意確認をしながら、避難行動要支援者名簿の随時更新を行っています。対象者は令和4年2月末現在で3,481人で、危機管理課を通じて自主防災会長へ希望に応じて名簿をお渡ししております。このうち個別避難計画につきましては、今年度モデルケースとして10件程度を目標に、個々の状況や内容などを検討しながら、年度末完成予定で作業を進めております。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、失礼いたします。

3点目の広域防災活動拠点について御答弁いたします。

初めに、現在の整備状況及び供用開始時期はということでございます。

この広域防災活動拠点につきましては、ヘリポートなどの上場部分につきましてはほぼ完成しておりまして、現在は防災倉庫を整備しているところでございます。防災倉庫の整備は本年8月に完了いたしまして、9月から広域防災拠点としての供用を開始する予定でございます。

続きまして、防災倉庫内のレイアウトとか、あと収容人員ということでございますが、防災倉庫内のレイアウトですが、2階建ての建物で、1階は現地調整指揮所や備蓄品の保管庫、そのほかトイレ3基がございます。2階につきましては、一時退避所として約250人を収容することができます。

3つ目の御質問ですが、倉庫内に配置される資機材についてということでございますが、倉庫内に配置される資機材として、救助活動に必要な資機材はボートを4艇、バルーンライトを2基、投光器セット5基、非常用発電機、ヘリ夜間灯火設備などがあり、救出された方が使用するものとしては1,500リットル分の飲料水、毛布500枚、タオル500枚を備蓄する予定でございます。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、防災意識の啓発のほうから再質問をいたします。

先ほど、自主防災会を対象にした出前講座の中で、防災ハンドブックの活用について啓発を行っているとの御答弁がありました。その防災ハンドブックには、風水害の発生に備えて時間の経過ごとに適切な避難行動を取るための行動計画表、マイ・タイムライン作成ページが設け

られています。ぜひ、出水期前までに作成し、活用していただきたいところですが、市民の方々からはマイ・タイムラインの作り方がよく分からなかった、作成できていないなどの声を聞くことがあります。

そこで、お伺いいたします。

これまで、マイ・タイムラインの作成を支援する取組はどのように行われたのでしょうか。また、マイ・タイムラインはどの程度市民の方々に浸透していると市は考えられているのでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

出前講座の中で防災ハンドブックを活用いたしまして、マイ・タイムラインの作成についてももう啓発は行っているところがございますが、参加者にお聞きしたところでは、マイ・タイムラインの作成の意識はまだまだ低いと感じております。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。分かりました。

では、いまだ作成されていない方へ、マイ・タイムラインの作成をどう呼びかけていくのでしょうか。また、マイ・タイムラインはつくって終わりではなく、毎年検証・改善しながら実効性のあるものにしていくことも必要だと言われています。間もなく配付から1年が経過します。作成された方へ見直しの呼びかけも必要になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

出前講座の中では、引き続き防災ハンドブックを活用いたしまして、マイ・タイムラインの作成についても啓発のほうをしていきたいと思っております。

また、台風接近の際には、防災メール等において防災ハンドブックやハザードマップを事前に確認していただくことを周知しておりますが、マイ・タイムラインの作成に取り組んでいただくことも啓発していきたいというふうに考えております。

また、マイ・タイムラインを作成した方に対しましては、定期的に見直しを行っていくよう啓発のほうをしていきたいと思っております。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

出前講座での啓発も継続していただき、またワークショップ形式でマイ・タイムラインを作成できるようなセミナーの開催なども今後検討していただきたいと思っております。さらに、作成のポイントなどが分かる動画や資料などをホームページや市の公式LINEなどで周知していただくとともに、市民の皆さんが早めに適切に避難し、水害から命を守ることができるよう広報なども活用し、広く作成を呼びかけていただきたいと思っております。

また、普及・啓発の手法については、今後もお伺いしていきたいと思っております。

では次に、モニターを御覧ください。

こちらが愛西市のホームページになります。こちらを見ますと、防災という項目は特になく

て、今赤丸がついている緊急情報というところですね。その項目の下に、防災メールの配信履歴やAED設置施設の一覧などが掲載されています。そして、画面を下のほうにスクロールさせていくと防災ハンドブックやハザードマップと書かれたアイコンが出てきます。ここをクリックすると、防災ハンドブックがPDF形式で見られるようになっています。ですが、ほかに防災関連で調べたいことがあっても、どこにその情報が掲載されているのか少し分かりにくいと感じます。

次、お願いします。そこで、他の自治体のホームページのトップ画面を見ますと赤い丸がついているところ、次、お願いします。いざというときにということで、必要となる防災、防犯、救急医療などの情報がまとめられています。その中の防災情報という項目をクリックしてください。クリックすると、防災に関する補助事業一覧や我が家の安全対策など、役立つ情報が集約されていて、幾分見やすいと感じます。

そこで、愛西市もホームページのトップ画面に防災・救急関連の情報を集約して、困ったときに必要となる情報をすぐに見つけられるようなページ構成にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

緊急時には、トップページで災害に関する情報のほうを表示はしておりますが、通常時においても分かりやすく情報を伝えられるようページの構成のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

では次に、地域防災力向上の再質問をいたします。

自主防災会の活動につきましては、地域のつながりが薄れていることやコロナの影響もあり、防災訓練等の活動が難しい状況であるようでした。しかしながら、災害時に落ち着いて適切に行動するためにはやはり平時の訓練が必要ですので、コロナ禍ですができるところを実施していただきたいと思っております。

また、市民の方々からは、情報班などの役割が自分に与えられたが実際にどのように行動したらいいのか分からない、役割のマニュアルはあるのか、またほかの自主防災会ではどのような訓練が行われているのかという声が私のほうにも寄せられています。このようなことから、自主防災会同士が相互の活動内容を知り、そのノウハウを生かせるような情報共有の場やマニュアルの充実が防災力向上のためには必要ではないかと感じております。

そこで、地域の自主防災会において、毎年役員が交代していく中で各地域の防災力を低下させないような市のサポートはどのように行われているのでしょうか。また、訓練の方法を周知し、誰が役員になっても活動できるよう自主防災組織へ配付されている運営マニュアルを充実させてはいかがでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

愛西市自主防災組織マニュアルを各自主防災会に配付をしておりますけれども、訓練内容等

の相談があれば、その都度相談に応じているという状況でございます。訓練内容につきましては、他の自治体のマニュアルも参考に、現在のマニュアルをより充実させていきたいというふうに考えております。以上です。

**○2番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

他の自主防災会がどんな取組をしているのかを知ることも防災力の向上につながると思います。ぜひ、さらなる情報提供などの支援をよろしくお願いいたします。

次に、避難行動要支援者対策の再質問をいたします。

避難行動要支援者名簿に登録された方については、自ら避難することが困難な方で、ハザードマップ上で危険な区域に住む方やその方の心身の状態、日常から見守りが必要な方など、個別避難計画策定の優先度が高いと市町村が判断される方については、おおむね5年程度で作成を完了するよう国は求めています。計画作成には、これまでの事例等から、ケアマネジャーなどの福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費などが避難行動要支援者1人当たり7,000円程度を要するものと想定し、これらを踏まえ、令和3年度よりおおむね5年間、市町村における個別避難計画の作成経費として新たに地方交付税措置が講じられております。

先ほどの御答弁では、愛西市の避難行動要支援者名簿の対象者は、令和4年2月末現在3,481人で、このうち今年度は10件程度をモデルケースとして個別避難計画を作成されることのできました。

そこで、本市の個別避難計画作成の優先度の考え方、計画完了までの作成目標など、今後の見通しについてお聞かせください。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

計画完了までの作成目標などでございますが、避難行動要支援者名簿に登録されている方の中で、真に計画の必要な方に対して個別計画を作成することが国から示されております。

そこで、今年度のモデルケースを検証し、次年度以降、順次個別避難計画の作成を進めていきたいとは考えております。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。まずはモデルケースの検証を行うということですね。

作成対象者については、名簿台帳から判断することは難しく、一人一人についてチェックシートをつくり、避難移動に関わる心身機能の状況はどうか、その方の社会関係はどのような状況かといった個別の実態を把握し、判断し、進めていっていただきたいと思います。

では、計画作成に当たり、モデル地区を選定するなど具体的にどのように進めていかれるのでしょうか。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

計画策定に当たっては、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者などの協力を得まして進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

関係される方が連携して作成を進めていかれるとのことですが、例えば他の自治体では、計画策定に取り組んだ町内会や自治会への助成制度や、計画作成に携わった福祉専門職の方へ報酬を支給するなど作成を進めるための制度もあるようです。ぜひ次年度以降、取組を進めていかれる中で検討していただきたいと思います。

では次に、個別避難計画作成に当たっては避難先を明記することとなっています。これまで福祉避難所は二次的な避難所であったため、直接避難することができない施設でありましたが、この法改正によりガイドラインが改定され、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定することで本人と家族のみが直接避難できることとなりました。個別避難計画の作成と併せて、福祉避難所への直接避難を可能とする仕組みを受入れ体制などの整備も含めて検討していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、福祉避難所の現状と課題について、また課題への対策についてお聞かせください。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

現在、福祉避難所として、高齢者施設、障害者施設、子育て施設など30か所と協定を結んでおります。運用に関しましては、マニュアルを策定しておりますが、令和3年5月の国のガイドラインが改定されておりますので、マニュアルの見直し、再協定などを行う必要があります。それが課題となっております。そこで次年度以降、マニュアルの見直しを進めていくこととなります。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

今後、施設との再協定やマニュアルの見直しなどを行うということですが、それとともに、一般の避難所に避難される要支援者や要配慮の方が過ごす福祉ルームなどの環境整備、また必要な資材の充実についても御検討いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、避難行動要支援者対策には、福祉と防災双方の視点や知識が必要になるため、防災部局、福祉部局、地域、福祉専門職、当事者などの関係者を横断的知識で橋渡しをするつなぎ役のインクルージョンマネジャーという役割の方を置き、関係者が一丸となって作成に取り組まれている自治体があると聞いています。

では、愛西市の体制は具体的にどのようなようになっているのでしょうか。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

愛西市として、インクルージョンマネジャーの配置までは至っておりませんが、福祉部局と防災部局の連携の必要性はありますので、愛西市地域防災計画に基づいて、市全体として連携していくことはもちろん、避難行動要支援者など社会的弱者に対する施策に関しても、愛西市避難行動要支援者避難支援プランを作成し、関係課と連携・協力を図っていきます。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

庁舎内での連携は図られているとのことでしたが、ぜひ地域や職員の方、そのほかの関係者の方や当事者も含めた調整会議などの話し合いの場を持っていただき、連携して取組が進むようお願いしております。また、1件作成するのに約3か月から半年かかるとも言われています。高齢化が進み、対象者の人数も増えていくことが予想されます。御苦勞も多いかと思いますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、多くの自治体では、要支援者の避難を手助けする支援者の確保ができないとの課題もありますが、市の見解をお聞かせください。

また、避難には地域での支援が欠かせないということから、自主防災会などの地域住民で名簿の活用や訓練を行うことが重要であります。前向きな活動につなげるには、まずは避難行動要支援者や個別避難計画に対する市民の理解を深める周知が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

要支援者の方の避難には、自主防災組織や自治会をはじめとする地元の皆様など関係者の協力が必要でございます。自分の命は自分で守るという自助の取組や、自分たちの命は自分たちで守るという共助の取組の重要性については、これまでも様々な機会を捉え啓発をしているところでございますが、個別避難計画の作成など具体的な取組については十分に周知できているとは言えない状況でありますので、今後はこうした取組の内容の周知も含めまして啓発の充実に努めていきたいと思ひます。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

制度の周知・啓発とともに、要配慮者や要支援者の方への接し方もより周知していただくことで、災害時だけでなく平時からの支援につなぐことができるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

今回、計画作成の進め方についてお伺いしてまいりましたが、計画を何件作成したかということよりも取り組んでいくということが大事で、計画作成に取り組むことをきっかけに顔の見える関係が構築され、助け合える地域コミュニティーとなることが重要だと思います。前回の質問のときにも申し上げましたが、その関係づくりを行政が支援し、計画作成に向けた体制が地域で整うよう手助けしていただくことをお願ひいたします。

では次に、広域防災活動拠点の再質問に移ります。

先ほどの御答弁によりますと、防災倉庫1階には常設のトイレが3基設置されるとのこと、災害時には2階、退避所で250人ほどの受入れが可能ということですが、トイレが3基では足りないのではないのでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

防災倉庫の北側に地下式の備蓄倉庫がありまして、発災時には屋外の仮設トイレを10基設置できるようになっております。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

防災倉庫北側の地下式備蓄倉庫に屋外仮設トイレが10基設置できるということで、常設と合わせて13基で対応されるということが分かりました。ありがとうございます。

では、次に発災後の役割についてお伺いいたします。

3月議会の一般質問で、市と県の役割については、現地に愛西市消防本部の職員が駆けつけて指揮所を開設し、救助者の受入れ、災害対策本部との連絡調整を担うということでありましたが、では実際に指揮所が開設されるタイミングはいつなのか。また、その後、運営に関わっていく関係者など具体的な役割分担は決められたのでしょうか。運営マニュアルはできているのでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

現地調整指揮所の開設されるタイミングにつきましては、大津波警報が発令された時点となります。

指揮所開設後の役割分担として、消防本部はボート及びヘリコプターの誘導、愛西市災害対策本部、消防団及び自主防災会は、搬送される救助者の案内・誘導や救助者名簿の作成・整理、愛知県はヘリコプターの運用の調整や自衛隊の派遣要請などを担当することを考えております。

現在は、こうした役割分担も含めた運営マニュアルの作成に向けて協議を行っているところでございます。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

大津波警報が発表されたら、愛西市消防本部が現地に駆けつけて指揮所を開設し、その後消防団や自主防災会なども役割を担うということでありました。供用開始後には、運営マニュアルの検証も兼ね、それぞれが連携した訓練も行われていくことと思います。

では、地域の自主防災会で、この防災活動拠点を利用した平時の防災訓練などを行うことはできるのでしょうか。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

はい。自主防災会等の訓練での使用は可能でございます。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。訓練にも利用できるということでした。

平時は地域の防災力向上の場として、また有事の際には市民の命を守る拠点として、安心・安全につながる場所ができていくのは非常にありがたいことだと思います。今後もそういった場所が一つでも多く市内に増えていくことを期待しております。

この防災活動拠点に隣接する特別養護老人ホーム、愛厚ホーム佐屋苑さんも、令和4年度に現在の場所から活動拠点の東隣に移転されます。現在は建設中ではありますが、利用者さんの居住スペースとなる施設の2階部分と防災活動拠点がつながり、有事の際には施設から直接ヘリポートに移動できるそうです。移転後には、跡地は更地になるようですが、土地の利活用はまだ決まっていないと聞いています。大津波警報が発令されたら、消防本部の方が防災活動拠点

に駆けつけるということですが、平時から消防の職員さんが常駐して拠点の管理を行い、大津波警報が発表されたときには即座に指揮所を開設し、救出・救助の体制づくりができるように、ぜひ佐屋苑さんの跡地に消防の分署機能を持たせていただくことができたかと考えます。この場所に消防の分署機能を持たせることで、現在の消防本部から救急車で現場に向かうよりも半分以下の時間で到着できる地域が増えていくと思います。そのような土地の利活用ができるように、ぜひ県に交渉していただきたいと思います。

では、最後に、市長にお伺いいたします。

部長の御答弁で、地域住民同士のつながりが薄れてきていることで住民が一体となって取り組むことが難しい地域があるとのことでした。防災活動や防犯活動をきっかけとして、地域コミュニティを復活・活性化させるという取組が有効な地域政策として注目されています。私も、やはり防災や防犯をきっかけとした高齢者や子供たちの見守りで顔の見える関係づくりを行えば、以前のように住民のつながりが強くなっていくのではないかと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

また、本日、防災意識の啓発、地域防災力の向上、避難行動要支援者対策、県と連携した防災活動拠点について質問いたしました。全体を総括した市長のお考えを併せてお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

地域のつながりということは、今後ますます重要であるというふうに認識をしております。そのためにも、例えば自主防災組織の訓練等にも多くの方々に御参加をいただきまして、地域の実態を把握する機会にさせていただきたいと思っておりますし、改めて地域の方々の顔の見えるつながりにつながっていくのではないかとというふうに思っております。我々市としましても、そういった活動には積極的に様々な情報共有をしながら、市としてもできる支援を行っていききたいというふうに思っております。

また、防災面でいえば、この地域は御承知のとおり海拔ゼロメートル以下の地域でありまして、防災は最重要課題の一つであるというふうに考えております。

防災に関する様々な取組につきましては、行政も取り組んでいるわけではございますけれども、行政のみが取り組んでそれで終わりということではなくて、市民の皆様方がいざというときに具体的な行動を取っていただかなければならないというふうに思っております。災害の種類も様々でございますし、その災害によって避難の方法等も変わってくるということを皆様方に十分に認識をしていただきたいというふうに思っておりますし、やはり現在インターネット等で情報がすぐさま獲得するということもありますので、市民の皆様方にはふだんからそういう意識を持っていただきたいというふうに思っております。

市のあらゆる課題を解決していくためには、協働によるまちづくりを進めていくことが重要であるというふうに思っておりますし、行政と地域のつながりを持てる機会を今後もより一層持てるよう努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

市長、ありがとうございました。

防災をきっかけに地域のつながりが強くなり、より災害に強い町になることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

2番議員の質問を終わります。

ここで出席人数の調整のため、暫時休憩といたします。

午後2時38分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで、上下水道部長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

失礼します。

吉川議員の再質問におきまして、答弁漏れがございましたもので御報告いたします。

公共下水道事業の起債償還額約200億円のうちの償還済額でございます。令和3年度までの予定償還額は、28億4,523万円になっております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

それでは、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、9日、明日ですが、午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時40分 散会

